

全薬協 50年のあゆみ

本会は、本年4月をもって創立50年を迎える事ができた。

過ぐるこの半世紀の足跡を振り返ってみると、本会は、苦難の中から出発し、従の時代を経て、幾多の困難に遭遇しながらも挫ける事なく所期の目的達成へ着実な歩みを続けてきた。この偉大な歩みを終始支えてきたものは「団結」の2文字に尽きるといえよう。

いま、21世紀への架橋ともいべき新たな半世紀の展開を前にして、先人の労苦に思いを馳せ、次世代の育成のために決意を新たに更に研鑽のうえ質を高め、団結力を強めつつ目的完遂へ向けて邁進する事は、我々に課せられた崇高な使命である。本50年史が、その使命達成のためにお役に立つ事を願う次第である。

薬律における薬種商の位置づけと変遷

各国には、その国の歴史や風土に根ざす固有の医学・医療制度が存在する。インドにはアユルベーダー医学があり、東洋には独特の概念に基づく漢方、鍼灸などが医療の一翼を支えている事は周知の通りである。

当然、医薬品の供給システムについても、各国に相違がある。例えば、我国では、薬種商制度と医薬品の配置販売制度が存在するお陰で、国民は、いつ、どこでも医薬品の恩恵を享受する事ができた。これは、世界に誇ってよい事実であろう。

とりわけ薬種商の歴史は古い。その史実に関する文献も数多いが、その紹介は本稿の目的ではないので省くとして「薬種商」の名称が法律に初めて謳われたのは、薬種商の歴史に比べると比較的新しい。明治時代の半ばに入ってからである。すなわち明治維新政府は医学・医療制度の近代化を急ぐため従来の漢方医学を廃止し、ドイツに範を求めた。

そして明治7年に、まず医制を定めた。この制度では、薬舗、薬舗主、薬舗手代、薬舗見習等として定められ、まだ薬局、薬剤師、薬種商の名称はなかった。しかし医制には謳われなくとも地方庁の規則には薬種商の呼称は珍しくなかったのである。例えば、医制の実施に伴い薬種商営業規則を定める所が増えた。東京府は明治19年に薬種商営業規則を次のように布達している。

第1条 薬種商ハ単ニ薬品を販売スルモノニテ調剤スルヲ許サス

第2条 薬種商ハ内務省試験所製薬者又ハ内務省免許薬舗の封緘アルモノニ非サレバ毒薬劇薬ヲ販売スルヲ許サス

第3条 薬種商ノ業ヲ営マントスル者ハ東京府庁へ願出免許鑑札を受クベシ但幼年者又ハ婦女ニハ免許セス

第4条 薬種商ノ業ヲ相続スルモノ幼年者又ハ婦女ナル時ハ後見人ヲ定メ願出ベシ

第5条 薬種商ノ鑑札ヲ受ケタルモノハ其店頭ニ東京府免許薬種商の八字及

住所氏名ヲ記シタル標札ヲ掲クベシ

医制の公布前に薬種商の名前は、早くから地域医療の中に根づいていたわけである。薬剤師の名前は、医制前はもちろん明治も半ばを迎えるまでは、生まれなかった。

薬品営業並薬品取扱規則の意義

明治22年、「薬品営業並薬品取扱規則」が公布された。この意義は大きい。これによって薬局、薬剤師、薬種商の身分と業務範囲が明確に規定され、近代国家の名に相応しい薬事制度の体系が確立されたのである。その主な内容は次の通りである。

第1条 薬剤師トハ薬局を開設シ医師ノ処方箋ニ拠リ薬剤を調合スル者ヲ云フ

薬剤師ハ薬品ノ製造及販売ヲ為スコトヲ得

第20条 薬種商トハ薬品ノ販売ヲ為ス者ヲ云フ

第21条 薬種商ハ地方庁ノ免許鑑札ヲ受クヘシ

今から100年ほど前の法規であるが、注目したいのは、その根幹は一世紀後の今日の薬事法においても不変である事である。つまり、薬剤師の主たる業務は「医師の処方箋に基づく調剤」であって、医薬品の販売は従なのである。そして薬種商の本命は、医薬品の販売である事が薬事制度の建前となっているのである。

ちなみに、現行の薬剤師法の第一条は、冒頭に薬剤師の任務を次のように定めている。薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

この条文からも判るように、薬剤師の主たる任務は「調剤」であって、それは独占業務である。その事を同法第四章（業務）は次のように権利・義務として明記している。

第19条（調剤） 薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。後略。

第21条（調剤の求めに応ずる義務） 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第22条（調剤の場所） 薬剤師は、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。後略。

また現行薬事法は、薬局を第2条（定義）第5項で、次のように明らかにしている。

この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行なう場所（その開設者が医薬品の販売業をあわせ行なう場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。＝後略。

つまり薬局とは、あくまで調剤を行なう場所が「主」であって販売は「従」であり、薬剤師法でいう薬剤師の任務のうち従に属する行為は、薬剤師以外の者でも法的に可能なのである。これは明治から今日に至る薬律を貫く原理・原則といえよう。全薬協が創立以来一貫して持ち続けてきた「調剤は薬局・薬剤師、販売は薬種商」という認識は、「診察は医師、調剤は薬剤師」という薬剤

師会の主張と同様に法理に叶ったものであり、医薬品販売における業権の確立を主張する事は、打算に基づく要求ではなく、法治国家において許された当然の権利である。むしろ、それは医薬品供給に万全を期すための社会的必然性があるといえる。

この当然すぎるほど当然な主張が、いまだ貫徹されないばかりか、かつては薬種商の存在すら抹殺されかねなかったのである。その辺のいきさつを薬律の変遷を追いながら振り返ってみよう。

前述の通り医制は、明治7年に定められたが、その第21条は次のように明記している。

「医師たる者は自ら薬を鬻ぐことを禁ず。医師は処方書を病家に付与し相当の診察料を受くべし」

これは、医薬分業の明確な規定である。もともと医制は、近代化を急ぐ維新政府がドイツに範を求めて作成したもので、ドイツは既に医薬分業が完全に実施されていたため、こういう条文が医制に謳われたわけである。しかし、折角の分業規定も現実には空文であった。何しろ当時の医師といえば、殆どが漢方医であり、西洋医はほんの一握りしか存在しなかった。また、処方箋を応需する「薬局」も皆無に等しかったのである。

このため第21条に但書を設け「当分の間」医師自らの調剤を認めざるを得なかった事情がある。しかし百年以上を経た今日でもこの「当分の間」に終止符が打たれていない事は医薬分業の不徹底からも明らかである。医制の公布と並行して政府は、薬学教育に乗出したが、薬舗主（薬剤師）の数は遅々として増えなかった。しかし、明治22年の薬品営業並薬品取扱規則に「薬剤師」「薬種商」が明記され、医薬制度の土台が一応整備されたのを契機として、薬剤師の教育も組織的に進められる事になった。

これにより各地に薬剤師会が結成され、医薬分業運動も次第に表面化してきたが、実現の気配は全く感じられなかった。何しろ肝心の薬剤師の絶対数が不足していたからである。ちなみに明治25年12月現在の医薬関係者の数を挙げてと次の通りである。

医 師	42,899人
薬剤師	2,836人
薬種商	13,255人

指定医薬品をめぐる対立

一方、近代的な身繕いをした薬律ではあったが、時代の経過と共に次第に欠陥を露呈しはじめたため薬律の改正を求める動きが、主として薬剤師会側から高まってきた。その改正点は、医薬分業の実施と、指定医薬品制度の確立である。

第1点は、明治28年、衆議院へ「内務大臣は適当と認むる地に就き明治29年1月1日より逐次医師の調剤を禁止す」を加える改正案が提出された。同様の事は翌年も続いたが、医師、薬剤師の政治力の差、また医師数に対する薬剤師数の絶対数の不足などにより実現しなかった。

第2点は、局方不適合医薬品の販売・授与の禁止のみだった従来の規定に、その製造、貯蔵、陳列をも禁止すると共に、指定医薬品制度を設け、その販

売・授与を薬剤師だけに限定しようというもの。この改正を促した発端は、こうである。

明治31年春、東京府薬品巡視員が本町の薬店を巡視した際、ある薬種商の店で、多量の砒素を含有した塩酸を発見し、裁判所へ告発した。判決は「薬種商は薬局方に適合しない事実を知らない」という理由で無罪となった。ちなみに判決文の要旨を挙げると、次の通りである。

「被告〇〇〇は薬種商にして、自宅で日本薬局方の所定に合せざる塩酸一磅を他の塩酸と共に売り渡したるものなり。然れども、塩酸はもと劇薬にして、薬種商が之を売渡すには、薬品営業並薬品取扱規則第22条の規定の如く封緘しあるものそのまま売渡すものなるを以て、容器を開披して鑑定するに非ざれば鮮悉する能わざるが如き前生の注意は、これを施すを得ざるもの、従って被告に対する公訴事實は法律上罪とならざるものとす」また、本件の検事控訴の判決でも「……売り渡したる事實は明白なるも、該薬品はその品質日本薬局方所定に適合せざる事実を知らざりしものなるを以て、其所為は罪とならざるものとす……」という事で、その後、同種の事件で告発が行なわれても起訴には至らなかった。

事態を重視した警視庁は明治31年秋、1府10県衛生協議会を開き、指定医薬品制度を軸とする要旨次のような薬律改正を内務大臣に建議した。

○人組織の製薬業、薬種商の会社にも違反行為に制裁規定を設けること。

○薬剤師か或は薬剤師を使用する薬種商以外は取扱えない医薬品を指定すること（指定医薬品制度）

○本則を犯したものに不論罪を適用しないこと（薬種商の不良医薬品販売に知識なきものの行為であるが故にとか、又店員の行為なるが故に店主が罪を逃れるとか、未成年者が店主であるとき後見人が制裁を受けないとか、のことがないよう）。

翌32年には、日本薬学会が不良医薬品の実情調査に乗出し、2年にわたる調査の結果、「市場に出回る3分の2以上の医薬品が不良医薬品である」との、極めてショッキングな報告を具体的な数字を挙げて行ない、その原因として現行薬律と薬局方（明治24年5月公布・第2改正）の不完全なこと、及び「薬品に対し供給者が法律上無責任であること」「薬品巡視規則が不完全、かつ行政官が熱意をもって、これを励行しないこと」などを指摘した。そして、是正策として次のような諸点を明らかにした。

①医薬分業を実行し、医薬品につき権能を有する薬剤師に、その責任を負わせること

②医師及び公衆に対し医薬品を販売するものを薬剤師に限定すること。但し、開業薬剤師不在の地域ではこの限りでないこと

政府も薬律改正の必要性を痛感し、内務省は33年10月から中央衛生会に改正案の審議を諮問した。そして同年11月末に改正案は、中央衛生会案として採択の結果可決された。目ぼしいもの内容を拾ってみると次の通りである。

○薬剤師、薬種商、製薬者其業務に関し犯罪そのほか不正の行為があった場合、行政官庁は其業務を禁止・停止させる事ができる条文を新設

○薬剤師にはその取扱の医薬品の良否に関し絶対的に責任をおわせる条文を新設

○猛毒・変敗しやすい薬品等で内務大臣の指定した一定の医薬品は薬剤師又

は薬剤師を雇い入れた薬種商に限り販売授与し得る条文を新設。但し薬剤師、薬種商、製薬者相互の間に売買授与する場合と医師が患者に授与する場合は例外とし、かつ薬剤師に乏しい地方の薬種商に関しては特例を新設

○本改正案施行の際現に営業する薬種商に関しては特例を設け、向こう3年間は薬剤師を雇い入れなくても前項の制限を適用しない。こうした内容を盛り込んだ薬律改正の動きがスムーズに運んだわけではない。薬種商の団体が改正案の撤回に立ち上がったのはもちろんである。全国で殆どの薬種商組合が貿易業者と手を握り猛烈な反対運動を展開した。これに医師会も加わったのである。その反対の言い分はこうである。

①薬種商は製薬業者の製品をそのまま販売する取り次ぎ業者である。不良医薬品を絶滅するには製薬業者の取締りが根本策であり、その製薬は薬剤師の権限である。末端の薬種商の規制強化は本末転倒である。

②指定医薬品制の設定は薬種商の生活を奪う結果となる。これをあえてすれば指定医薬品取扱業者（薬剤師）の数が少なく円滑な流通ができない。

薬種商側が「待った！」をかけたのは当然としても、注目すべきは政府要路にも、この改正案に強硬な反対論者がいた事である。内務省衛生局長の長谷川泰である。長谷川は、この改正案に終始一貫して反対をした。その論旨は次の通りである。

「指定医薬品制度を設ける事は、全国2万2千余の薬種商の大部分に、その営業を失わせる事となる。また187品目の指定医薬品を薬剤師だけで供給する事は不可能である。更に、本改正案には一方に強い反対意見があり、到底国会通過の見込みがない」。

「一方に強い反対意見があり、…」というのは、おそらく医師会を指しての事であろうが、それにしても薬種商の立場を認め、薬剤師の絶対数（3千余）の不足を踏まえて指摘するなど、“時流”に迎合せず、あくまで現実論に立脚しての反対論を貫く事は、当時の四囲の情勢から推しても、かなりの硬骨漢でなければならぬ行為といえよう。

内務省衛生局長といえば、衛生法規の立案・立法の過程で最も重要な関門に位置する。いくら立派な原案が作成されても衛生局長が首をタテに振らない限り立法は困難なのである。その衛生局長が中央衛生会での審議を通じて、他の委員全員が改正原案に賛成したのに対して、ただ一人反対を貫いた。そればかりか、中央衛生会での採択の決議をも言を構えて内務大臣に上申しなかったというのだから、改正推進派にとっては困惑と怒りが複雑に絡みあったに違いない。

前記の通り、改正案は33年11月に可決されたが、年内上申は見送られ、翌年1月を過ぎても上申の気配は感じられなかった。業を煮やした推進派委員は、長谷川局長に迫ったのはもちろん、上部の要人に国会提出を働きかけた。この結果、34年3月初旬に前記のような内容の改正案が、大臣の決議を経て内閣へ回送されたが、衆議院に持込まれたのは翌年1月である。

しかし、長谷川局長の“成立阻止”工作はその後陰に陽に続いた。傑作なのは、政府提出法律案でありながら議会審議の過程で長谷川局長（政府委員）が答弁その他を通じて、改正案に反対の言動を露骨に示すなど、今日の国会審議における政府委員には全く考えられぬような反骨ぶりを見せた事である。遂に改正案は、会期切れとなり握り潰しとなった。おさまらないのは薬系側で35

年3月に長井長義ら日本薬学会の幹部は局方調査会委員を辞任した。「いかに完璧な薬局方を編纂しても、薬律がざる法であり、行政官が不熱心であっては何の意味もない」という理由からである。内務省は種々慰労に務め内務大臣内海忠勝は、長井に「今後、下僚に不合理な行為があれば、直接大臣が下命して筋をただす」との言質を与えるほどだった。

妥協案入れて指定医薬品制度実現

こうした慰撫に折れて、同年9月までには全員が辞表を撤回したが、長谷川は局方調査会長と衛生局長の職を追われる事になる。その後も中央衛生会では薬律改正の審議が続く一方、薬系側は政界方面への働きかけはもちろん、薬種商側への了解仕事を精力的に重ねた。その結果、薬種商側にも改正への同調者が次第に増えてきた。例えば、依然として東京薬種貿易商同業組合と関西薬種商連合会の主流派は反対運動を続行したが、薬律改正案が明治40年3月に貴族院に提出されると、神奈川県では「薬剤師、薬種商聯合艸薬会員総代」の名で薬剤師・清水栄助ほか九名、薬種商・関貞吉ほか九名の名を連ねて次のような一文を議会へ送付した。

「薬品営業並薬品取扱規則中改正案に就いては我々当業者は其全部を是認仕候間該政府案通過に御尽力被成下度此段奉願上候也」

同様な事は、関西薬種商聯合組合も行なったが、単なる賛意の表明に止まらず、賛成の理由を次のように明らかにしているのは、注目されよう。

「薬品営業並薬品取扱規則改正案に対し全国薬種商聯合会本部の名義を以て種々説を構へ反対運動致居候も右は只東京一部薬種商中僅少なるものが、私欲の為薬品の改良を無視し国民の利害を顧みざる誣妄の言に有之薬種商組合は断して聯合致居不申候彼等少数の言を御採用なくして政府案賛成に御尽力被成下度全国多数薬種商の為切に奉懇願候敬具」

このように賛成の側に回っても指定医薬品の制定は、薬種商にとっては認めがたい業権圧迫であろう。だからといって不良医薬品の横行に「われ関せず」をきめこむ事は、私利・私欲ととられ、ひいては世論を敵に回す事にもなりかねない、との判断が働いたに違いない。西洋薬学で武装を急ぐ薬剤師勢力の台頭を前にして、国民の保健衛生に繋がる医薬品の公共性への認識と、業権の確保という意識とのほごまに揺れ動いた当時の薬種商の苦悩が感じとれるようである。

しかし、薬種商の数的優位を背景とする政治力の反映ともいうべきか、改正案は、薬種商との妥協点を盛込んで成立した。

もともと原案は、前記の通り薬剤師会側の主張を全面的に受入れた内容であり、指定医薬品制度は日本薬剤師会の池口慶三理事の強硬な提唱によるものである。池口は、これによって後日、指定医薬品の範囲を増やしていき主要医薬品の販売を薬剤師に独占させる事で薬律改正を医薬分業の橋頭堡にしようと思図した、といわれている。

しかし内務大臣原敬は、貴族院の情勢を判断し、改正原案の一部を修正して議会に提出する事を決意し、薬系側に了解を求めた。その内容は、指定医薬品数の減少、薬種商の既得権の尊重などからなる。薬系側は不満ではあったが、彼等の主張する原案では成立不可能な情勢を認識して、一部修正を承服せざる

を得なかった。

一方、「指定医薬品制度は全国2万2千余の薬種商の大部分に、その営業を失わせる」と終始、身体を張ってまで抵抗した長谷川も、事ここに至って初めて反対の矛をおさめたのである。こうして薬律改正案は、明治40年3月下旬に成立した。薬律の改正をめぐり明治33年から火蓋を切った薬剤師と薬種商の攻防戦は、満7年を費やして漸く幕を閉じたのである。

ここで、一部修正の内容をみてみよう。

1、本法施行前引続き5ヶ年営業する薬種商は本法施行後と雖も指定医薬品を販売することを得る。但し本法施行後6ヶ月内に地方長官に其旨を届出でたものに限る（一代限り販売権を与える）。

2、前項の販売を許された薬種商は指定医薬品の販売を拒むことができない。また表記を誤記したもの、不良薬品を販売したときは、薬剤師同様の責任を負わせる。

3、本法施行の際、現に業務を営む薬種商は施行の日から3年間は指定医薬品の販売を許す（引き続き5ヶ年以上営業していなかった者への特例）

4、土地の状況に依り地方長官は期間を及び営業所所在地を定め薬種商に指定医薬品の販売授与を許可することを得（無薬局地域の特例）。

5、指定医薬品の数を原案（百数十種）より71種に減少。

5年前から就業の薬種商に1代限りの指定医薬品の販売を認め、5ヶ年に満たない現営業者にも3ヶ年は、その販売を認めたのが薬種商との妥協点である。指定医薬品数の減少は当面の措置にすぎず、本法を改正しないでも主務大臣の判断で増加は可能なのである。

改正薬律は明治41年1月1日から施行された。あれから足かけ80年、今なお指定医薬品制度は、薬種商の眼前に厚き壁として立ちはだかっているばかりか、新・旧薬種商の差別の萌芽は80年前に遡るという意味で、改正薬律の施行は、薬種商にとって屈辱の歴史の幕開けでもあったのである。

苦難の中からの出発

「薬品ノ純良ヲ保チ其ノ効果ノ正確ヲ期セント欲ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ」という大義名分を掲げ、医薬品の販売面で薬剤師と薬種商との間に指定医薬品という強大な差別の壁を築いて施行された改正薬律は、明治、大正、そして昭和も半ばを迎えるまで、薬種商に関する事項については何らの修正もなく経過した。しかし、薬剤師数は年毎に確実に増えつづけ、大正14年には薬剤師法が成立した。改正薬律における薬剤師に関する事項が単独法に移行したわけである。

一方、国内情勢には大きな変化が続いた。大正3年に第1次世界大戦が勃発し、海外貿易は途絶。それまで製薬業界は舶来医薬品への依存度が高かっただけに大きな影響を受けた。しかし、政府の保護措置もあって国産医薬品の生産が本格化し、製薬工業の基盤が確立されていった。7年に世界大戦は終焉を告げ、12年には関東大震災に遭遇といった局面を通じて好・不況の波に揺れながらも製薬工業は、発展コースを確実に進んだ。そして時代は昭和へ――

昭和に入ると、製薬企業の好況のテンポは一段と高まる。5年の浜口内閣による国産化運動の提唱と、政府のテコ入れで国産医薬品の生産に更に拍車がか

かった。翌年満洲事変が勃発。政府の大陸政策と結びつき国産医薬品は、続々と海を渡り製薬企業は徐々に黄金時代を築きあげていったのである。

しかし、満洲事変を契機に日本国内では軍靴の高鳴りを国民は否応なく耳にするようになり、戦火の中国本土への拡大すら感じさせられる雲行きとなってきた。ちょうど、その頃、東京で有志数名によって薬種商の組織作りが始まったのである。

有志、特にその中核となったのは若山竜、松田金之助、吉田金夫の三氏である。その後日ならずして有志の顔触れは増えたが、時は昭和12年——今から50年も前の話で、既に若山、吉田両氏は物故されている。現存する記録（残された手記など）を通じ、どのようにして「苦難の中から」出発したのか、当時の状況を再現してみよう。

若山は、明治25年群馬県館林の生れ。麻布3中では芥川竜之助と席を並べた事もある。大正4年に現在の港区で開業。昭和12年頃、地元の赤坂薬業会の会合に出席しているうちに、吉田が薬種商である事を知り、親近感を増しながら薬種商の現状や今後などについて2人は腹藏なく語り合った。

地区薬業会は、昔も今もそうだが薬剤師と薬種商によって構成されている。50年前ではあるが、既に都会では薬種商よりも薬局の方が数的に優位だったのである。もちろん地方、特に郡部などでは薬局よりも薬種商の方が数的に勝る所は少なくなかったが…。

若山の話によると、所属する薬業会では薬剤師10に対し薬種商は1にすぎなかった。いきおい会合の議題は薬局、薬剤師に関する事ばかりで、薬種商に関係する事柄は爪の垢ほどもなかったから、発言権は名目だけで行使する機会もなく、会場の片隅で2人は閉会を待つばかり、という有様だったという。2人は、言いしれぬ疎外感と薬種商の前途に漠然とした不安感を覚えながら、薬種商の団体づくりを決意するのである。

2人は、更に同志3名と共に松田の店を訪れ、組織結成への協力を求める。松田も、日頃から薬種商の地位の低さを嘆いていただけに全く同感。早速会員集めに動いた。しかし薬種商の店を探すのが一苦勞。知合いに手紙を送ったり手分けして個別訪問をしたりしたが、「うちは、息子が近く薬剤師になるから」とか、「そんな、大それた考えは止めた方がいい」とか、加入の勧誘に耳をかさないばかりか、かえって薬種商を卑下する態度を見せる程で、1日を無駄歩きする日もあった。

しかし各警察署の衛生課を訪れ、管轄内の免許取得者の名簿を見せてもらい東京市内で5、60名は集められる自信がついた。とはいっても軍資金は無一文に近い。そこで、有力メーカーの協力を仰ぐ事になり、その白羽の矢は、当時旭日の勢いで販路を開拓中のわかもと本舗に当てられた。事前に団体名を「東都薬種商会」と決め、若山ら4人は、当時芝の大門と増上寺の中ほどにあった本舗に出向いた。表向きの用件は「工場見学」の申し入れであったが、応対に出た課長自身が、薬種商の何たるかを知らない有様。

初代会長に若山竜

紆余曲折を経ながらも、工場見学を済ませ同時に東都薬種商会の発会式も挙行した。時は昭和12年5月7日。初代会長に若山が推され、副会長には松田、



▲全薬連創立準備委員会のわかもと工場見学（於砧） 昭和12年

小島藤蔵両氏、庶務には吉田が役員として就任した。懸念された参加者数は47名を数え、有志の面目も保て、会員獲得と組織の拡大・充実へ意欲をますます燃え上がらせた。

翌日、新団体は大木合名会社で講習会を開くとともに会名を「東京薬種商組合」と改称。これを機に、以後、勉強会の定期開催を申し合わせる一方、積極的に工場見学会を催しメーカーへの協力姿勢を示す事によって、薬種商の存在を啓蒙する事になった。

その頃、時局は日中事変の泥沼化を背景に硝煙くさを日毎に増し、薬業界の情勢も次第に複雑化してきた。このため薬種商も全国組織を結成する必要に迫られた。

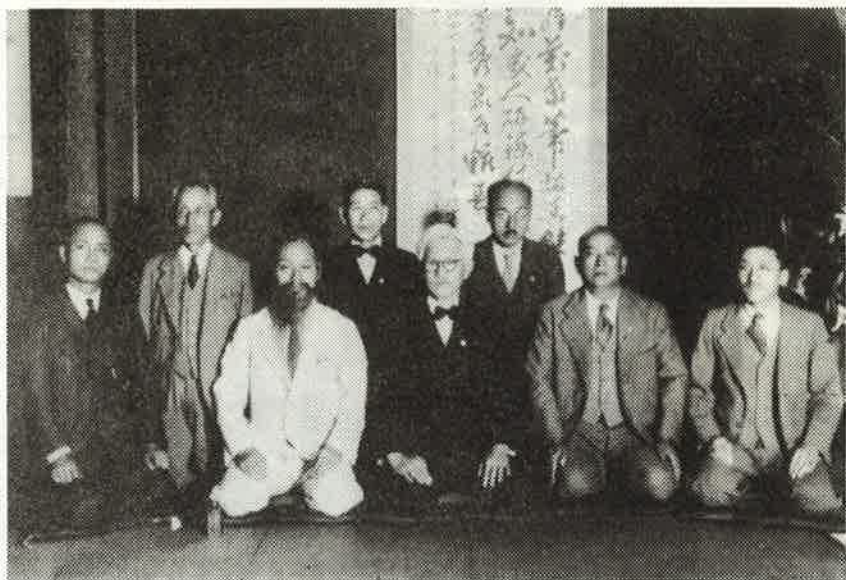
翌13年4月8日、東京・芝公園内の青年会館に各地から薬種商が参集した。いずれも志を同じうする面々で、表情には緊張感が漲っていた。その主な顔触れを挙げると次の通りである。

○先田文太郎・大阪○戸石武夫・山口○山口力治・岡山○潮田富二郎・兵庫○今村初治郎○佐々角一・愛知○西井九太郎・静岡

これに東京の役員全員が加わり、10時間にわたる協議の末、「全日本薬種商連盟」（全薬連）の結成に漕ぎ着けた。新組織は総務制とし、代表総務に若山が選ばれた。翌朝、全員は厚生省を始め関係官庁へ繰り出し、全薬連の発足を告げると共に、業権擁護と薬種商の存在意義を訴えた。また薬種商の地方団体結成と中央組織連への加入を促進するため、全薬連幹部の全国行脚が展開された。

東京での産声といい、全国組織の結成といい、当時の状況からすると「苦難の中からの出発」と言えるが、これを陰に陽に指導・協力を惜しまなかった人物として忘れてならないのは、恩田重信、星一の両氏である。

恩田は明治薬学校の創立者であり、「医薬品の販売は薬種商が担当すべき」との持論から、薬種商の会合や工場見学会には努めて出席して激励・鞭撻を惜



▲星一先生を囲む準備委員会代表者 昭和13年

しなかった。星は星製薬の創立者であり、星商業学校と星薬種商学校の経営者でもあった。またホシチェーンストアの普及にも手腕を発揮したが、これには薬種商が多数参加した。全薬連の設立も星の指導に負うところが多く、星は全薬連の発足と同時に名誉会長に推戴されている。中央幹部の熱心な全国行脚などにより各地に薬種商の地方組織が続々と生まれ、全薬連の会員数も次第に増加していった。しかし一方で、日中事変は“事変”から本格的な“戦争”へと発展し、日本国内は戦時色が濃くなり、何事も「お国のため」が優先する時代となってきた。こうした状況下では、薬種商の業権拡大を叫び続けても、打算的な自己主張ともとられかねないばかりか、逆に現有の権利に圧迫さえ感じ、この苦境を打開するために全薬連は政治力に依存せざるを得なくなってきた。

初代会頭に上田孝吉代議士

幸い、大阪の先田文太郎の紹介で上田孝吉代議士の理解と協力が得られた。こうした中で昭和16年5月、東京で開催の第3回全薬連総会に出席した上田代議士は、「薬種商は、誠に気の毒である。現在の薬種商はもちろん、薬店の開業に夢を託して薬局・薬店で働く青年の前途は暗い。これは、国民の保健衛生上にも影響は大きい。この窮状は、見逃せない」と、全面協力を約した。席上、上田は満場一致で初代会頭に推された。上田は明治19年9月生まれ、石川県の出身。大正4年に東大独法科を卒業後、弁護士を開業。昭和5年以来大阪から立候補し衆議院議員に連続当選の代議士である。

その頃、すでに国内には戦雲が深く垂れこみ、重要物資は統制下に置かれ、医薬品や衛生材料も「販売」から「配給」へと流通の形態を変えていった。品物ばかりではなく薬業自体も統制整備を迫られた。同年12月8日には太平洋戦争が勃発。自己の陣営に上田会頭を引入れた事は、全薬連にとって百万の援兵

を得たようなものだが、17年に入ると時局は、ますます緊迫度を増し、四囲の情勢は薬種商をして業権の拡大を程遠いものと感じさせるようになってきた。といって全薬連が、時局を気にして運動を遠慮したわけではない。17年8月下旬、久留米市で開催の第2回九州・沖縄薬種商連盟の代表者会議が、

① 薬種商の試験制度の復活②統制医薬品配給の増加③体温計販売権の獲得④ズルチン、サッカリンの割当配給

を決議し、当局へ働きかけている事からも判るように、業権確保への努力は苦しい状況下にあっても絶え間なく続けられていたのである。しかし時流は、全薬連の意志を無視するかの方向へ進むのであった。

現に、厚生省の医薬制度調査会（厚生大臣の諮問機関）は11月9日、「薬事制度改善方策」に関して答申したが、薬種商にとっては致命的な内容を含むものだった。この薬事制度改善方策とは、戦時態勢に対応するため薬剤師法、薬律、売薬法など薬事の関連法規を「薬事法」として一本化しようというものである。答申内容は

① 薬剤師に関する事項②薬剤師会に関する事項③医薬品に関する事項④薬局並びに医薬品の製造及び販売に関する事項

からなり、④では「医薬品の販売」の項を通じて「薬種商及び売薬営業の制度を廃し医薬品を販売せんとする者は地方長官の許可を受くべきこととすること。但し薬局開設者については此の限りに在らざることとすること」といとも簡単に薬種商制度の廃止を謳ったのである。

医薬制度調査会の動きから、薬種商抹殺を事前に察知した全薬連は7月の総会で、反対を決議し、阻止に立上がった。まず文書戦術として、会員1人が1通以上、文字の巧拙を問わず毛筆で封書を用いて、総理をはじめ各大臣、厚生省局部長、各医薬関係者に陳情書を提出した。この結果、提出先の机上には毎朝、陳情書が山のように積まれる光景が現出した。紙つぶてばかりではない。全薬連幹部は手分けして関係当局に足を運んだのはもちろん、制度調査会の委員の自宅にも訪問して陳情に務めた。

全薬連の努力も空しく、医薬制度調査会の答申後、政府は直ちに「薬事に関する法律案要綱」を閣議決定し、同答申内容をそっくり盛込んだ薬事法案を成文化した。薬種商の前途危うし！もはや残された道は国会での阻止しかない。いよいよ上田会頭の出番である。既に上田会頭は、「薬剤師の応召により保健衛生に従事する者の人手不足は必然。薬種商の廃止は、これに拍車をかける」との見地から、陳情運動を指導していたが、明けて18年1月29日第81帝国議会に薬事法案が提出されると、厚生委員会で、四時間半にわたる政府側との質疑を通じて、薬種商の存在意義を強調、また薬種商の存在を認める言質を政府側から引出したのである。

医薬制度調査会の答申は、薬種商の存在を否定し、それは法案にも盛り込まれた。緊迫せる現下の情勢にあつては、薬種商は不要、と簡単に片づけられているわけであるが、上田会頭はその矛盾点を衝きながら、薬種商の存続のために後世に残る論陣を張ったのである。次に、その模様を速記録から紹介しよう。

国会で上田会頭が論陣張る

上田会頭 現行法には薬種商の本分の規定があるが、今日の薬事法には本分

の規定がない。これは、薬種商を単なる営利本位の企業体として軽視されているものである。薬種商はそのごとき渺たる存在では断じてありません。幾百年の古い歴史と経験をもって、わが民族の繁栄と薬事に貢献する所大なるものがある。しかるに何故今度の薬事法に本分の規定をお入れにならないかという事をうけたまわりたいのであります。

灘尾政府委員 薬種商諸君がわが国の薬事につき貢献せられたという事は、決して無視出来ない事実であります。本分の規定がないというお話につきましては、薬剤師も薬種商も医薬品の販売を営む場合には共に医薬品販売業者の中に入りますから、これらの人々に対し医薬品販売業者として特に本分の規定を入れる必要はないのではないかというふうにも考えて、特別の規定も設けなかった次第であります。

上田 それでは20条の規定を、今度の薬事法に載せなかった意味は、決して薬種商を薬剤師に比較して軽く扱うというような主旨ではないと了承してよろしゅうございますか。

灘尾 その通りであります。私共と致しましては、決して薬種商を薬剤師よりも軽んじているという気持は毛頭も持っていないつもりであります。

上田 ところが今回改正されんとする薬事法には、指定医薬品の制度が依然として存在しているが、指定医薬品のうち一部の薬品を除いては、薬剤師が扱っても薬種商が扱っても何等その間に不都合は生じないのであります。この際、政府は指定医薬品の制度を廃止して、薬剤師と薬種商が渾然一体となって薬事のためにご奉公するという事にできなければならないはずである。それにもかかわらず再びおあげになるという事は一体どうした事か、何故そのごとき制度をお止めになりませんか。

灘尾 ご指摘の点は、よく了承しております。ご主旨の点は十分尊重し、再検討のうえ善処したいと考えております。

上田 念を入れておきますが、再検討するという意味は、指定医薬品を圧縮・縮小するという事に了解してよろしいか。

武井政府委員 ご主旨の点については政府もとくと了承しております。誠意をもって、もっか再検討しているという事をお答えしておきます。

上田 最近3カ年間に於ける開局薬剤師と薬種商に対する薬品巡視成績表を見ますと不良薬品発見の比率は、開局薬剤師の方が薬種商に比較して違反事例が多い。しかるに規則違反処罰数は、薬種商の方が多くなっている。これは一体どういうわけですか。もってのほかではありませんか。そのごとき不公平な事が明らかにされた以上、これをどうして黙過する事ができるか。

政府委員 誠に遺憾の極み、以後十分に注意します。

上田 今回の薬事法に薬種商の本分の規定がない事や、薬種商という古来からの名称があるにもかかわらず、医薬品販売業にした事などから推察して、薬種商を軽く見る傾向となるきらいがあるのではないかという事と、薬品巡視の結果、処分に実にけしからぬ事実があるという、これらの点について大臣はいかがお考えになられますか。

小泉国務大臣 薬種商を軽く見るような考えは方は全然致しておりません。薬種商に対しても、薬剤師同様、当然本法の運営上において遺憾なきようにしてゆかねばならないと存ずる次第であります。

上田 大臣のご答弁に私は満足致します。どうか今後万遺憾なきようお願い

致しまして私の質問を終わります。

一読して判る通り、政府に「薬種商軽視」の考えが全くない事の言質を得る一方、上田会頭は、堂々と指定医薬品の是正にまで言及したのである。さすがに政府は、この点については、「再検討」「善処」という都合のよい表現で逃げたが、それにしても当時の情勢を知る者にとっては、「上田会頭は薬種商のために、よくぞ身体を張ってくれた」と身にしみて感謝したに違いない。

薬事法案は2月27日に原案通り可決され、3月12日に公布された。いわゆる薬事法のはしりであり“臨戦薬事法”と称されるものである。本法、施行令、薬剤師会令、施行規則などは10月に施行されたが、薬種商の名称は消えたが、実体は医薬品販売業の一員として存続が認められたのである。すなわち薬事法施行規則は、薬局以外の医薬品販売業を次のように区分したのである。

○第1号業者＝全品目を扱う者（薬剤師） ○第2号業者＝指定医薬品以外を取扱う者（薬種商）

○第3号業者＝限定品目を取扱う者（旧売薬請売営業）

このため通常、これら販売業者は「1号」「2号」と呼称され、不名誉な名称を押しつけられた薬種商にとっては、それから17年の長きにわたり忍従の時代が続くのである。

忍従の時代

「2号」をめぐる屈辱的な話題は少なくない。その一例を若山の手記から紹介しよう。『私の友人がある日訪ねてきて曰く、「薬局を開設していた薬剤師のAさんが亡くなったとそうだが、奥さんはその後どうしているか?」。「二号でやっているよ」と答えると、友人は「まさか…」と信用しない。本当だよ」と、続けると「あの奥さんが妾なんか…」と、友人は気の毒がった。笑い話では済まされない、屈辱的なエピソードで、「男性はともかく、女性にとっては全く気の毒な呼称」と若山は述懐する。

こんな時代だから、薬種商団体の看板はあっても、組織としての自主的な活動は大幅な制約を受けざるを得なかった。むしろ戦局の悪化と共に、企業整備の名の下に転廃業を促進する当局によって、上意下達のために利用される面も少なくなかった。B29による本土爆撃の本格化につれ、都心に店を構えていた若山も疎開を余儀無くされた。しかし、郷里に戻っても2号業者の許可願いは受入れられなかった。

昭和20年8月、広島、長崎両市への原爆投下、そしてソ連の対日宣戦布告などの重大局面を経て、遂に日本はポツダム宣言受諾を15日正午に全国民に告げ、第2次大戦は幕を閉じ、やっと焦土の上に平和が訪れた。しかし、敗戦国日本のスタートは、あらゆる面で困難を極めた。大日本帝国下の価値観は全面的に否定され、戦勝国として君臨した新しい為政者・GHQ（連合軍総司令部）要求により、政治、経済、社会の各面で改革を迫られたのである。

薬事法は、性格としては、恒久立法ではあったが、戦時下に「薬事衛生ノ適正ヲ期シ国民体力ノ向上ヲ図ル」と目的を掲げて制定されており、戦争遂行に歩調を合わせた事は明白で、新しい薬事法の立法を余儀無くされたのは当然である。これより1年前の5月、全薬連の結成から丸10年間にわたり薬種商の業権確保に努めてきた若山が会長を辞任、松村登が新生日本の歩みと共に、戦後

の全薬連の舵を取る事になった。

新薬事法では、薬種商も含め医薬品販売業については全く改善は見られなかった。当時の情勢としては、国情を無視した占領軍の要求に対し、厚生省は日本の伝統と国情に支障を与えぬための立法に苦労したものである。むしろ薬種商としては、絶対の権力者であるGHQによる薬種商制度の廃止を恐れたのである。

その懸念を裏書するような事態が翌年に持上がった。日本薬剤師協会の工作が功を奏し、GHQの招きでアメリカ薬剤師使節団が24年7月3日から3週間にわたり、日本の薬事制度を視察した。一行は、離日にあたり長編の勧告書をGHQに提出した。使節団来日の目的は、遅々として進まぬ医薬分業の早期実現を意図する日本薬剤師協会の期待に応えるもので、狙いはあくまで分業の実施に力を貸す事にあったが、勧告の内容は分業ばかりか薬事制度全般に言及。特に第22章は、医薬品の販売をも薬剤師の独占に委ね、次のように、薬種商の存在に否定的な見解を示し、将来における全廃を提言しているのである。

○新規に、薬剤師にあらざる医薬品販売業者の登録を認めざること。またかかる業態については、現に業務を営んでいるものがその業務を中断、廃業したときはこれを全部廃止すべきこと＝薬事法及び同法施行規則に規定ある如き、薬剤師でない医薬品の販売業者と称する取扱業者を設けていることは、農村地域における習慣と医療上から必要なことは理解し得るが、将来においては、この種医薬品販売業者は、全部廃止してしまう手段を執る必要がある。この手段は適当数の薬局の存在する都市では即時行うべきである。一般大衆や薬剤師及び医師に対する教育計画が進捗するに従い、緊急の必要の場合に医師の患者に対する投薬権を認めるの外、医薬品の販売は薬剤師のみに限定すべきである。公衆衛生福祉の分野における進歩がなされ、更により医薬を供与しようようになるにつれこれらの諸改革を完遂するために、薬事法を修正すべきである。

都道府県によって発行される免許の数に制限がないので、営業の自由の名の下に薬剤師にあらざる医薬品販売業者と薬局の間に異常な比率が生じている。一般公衆の利用する医薬品売捌機関の80%が、一定の訓練もうけず道徳的基準ももたず、設備、施設ももっていない階層の人々によって扱われているのでは公衆衛生が立派に行われているかどうか極めて疑問である。かかる無資格の医薬品販売業者達の努力は、医薬品及び家庭薬の売上げにのみ集中されているのであるから、大衆が彼等を通じて購入した医薬品に関して、適切な忠告を受けるかどうかは甚だ疑わしい。更に、充分試験済みでない医薬品や家庭薬をあてずっぱに使ってみることによって、大衆は、経済的には過重な負担を受け、病気の回復は遅らされるのである。使節団は、これらの売捌機関を直ちに全く禁止するようにとはいわない。なぜなら経済的、地理的理由により、ある地域では彼等の存続が正当化されるからである。しかしながら、その数は削減され、その免許は人口密度の疎である地方にのみ限られるべきである。

これは、全薬連にとって大変なショックであった。GHQは、当時の絶対の権力者であり、日本側に諸制度の改善・改革を促すにしても表現は「勧告」でありながら、実際には「命令」に近いようなニュアンスを伴うのは珍しくなかったからである。しかし、全薬連としては、薬種商の存在を認めさせるために早くから、GHQへの働きかけは怠らなかった。流暢な英語を駆使し、あるいはオール日本語でGHQの係員に接する全薬連幹部もいたのである。



▲昭和24年5月、第2回和歌山大会に出席された翁、星野両厚生事務官



▲薬種商試験制度の復活で、24、25年に施行された東京都の認定試験に合格したメンバーの皆さん

初の全国大会が静岡で

お陰で、使節団の勧告もGHQを通じて実現には至らなかった。逆に、この年には薬種商試験制度が復活。24年と25年に施行された東京都の認定試験には林清、田中広太郎、東平弘、北原正一といった戦後の組織を背負って立つ人材が合格者名簿に名を連ねていたのである。むしろ戦後は、戦時中のブランクを

解消するかのよう組織活動は活発となった。新薬事法施行の2カ月前には、薬種商にとって初の全国大会が静岡で5月に開催されている。準備委員長は地元近藤伊平会長。約300名が集まり、資格化を目指し団結力の強化を誓いあったが、初めての試みとあって、設営準備にあたった裏方の苦労は大変であったし、雰囲気としては初顔合わせを兼ねた親睦会に近かったようだ。しかしこれを契機に全国大会は以後、薬種商の団結力を内外に誇示する年に一度の主要恒例行事として、回を重ねる毎に盛大さを増していき、薬種商にとっての重要問題は全国大会に集約される事になった。



▲薬種商の政治団体、薬治会結成大会で挨拶する松田金之助会長 昭和28年

上田会頭逝く

特に、27年5月に茨城県で開催の第5回大会には、厚生省薬務局の慶松局長が臨んだ。慶松は、初代薬務局長であり、初の、そして最後（現在まで）の薬系局長である。現職局長の出席は、全国大会、ひいては薬種商団体の権威づけともなった事は言うまでもない。この大会で、第3代会長に若山と共に薬種商の組織化に尽力した松田が就任した。しかし反面、残念な事に、この年の大会にも上田会頭の姿は前年同様、見られなかった。病床に臥していたわけだが、この頃、病状は日増しに悪化し、大阪の病院で遂に8月「みんな仲良くせよ」の言葉を残して逝去した。葬儀・告別式は同月16日、炎天下で挙行されたが、全国から参加した薬種商は、一様に深い悲しみに包まれた。

政治的にも弱体だった薬種商の組織を強化し、また戦時下に存亡の危機を救ってくれた“薬種商の恩人”の死は、暗夜に光明を失ったようなものだが、打



▲中山福蔵会頭就任祝賀会での記念撮影（前列中央・中山マサ代議士、左・野沢清人日本薬剤師会副会長）

ちひしがれてばかりはいられない。悲しみを乗り越えて前進しなければならないほど、幾多の課題に直面していたのである。

当時は、戦時中の「産めよ、増やせよ」の反動として人口抑制が国の課題となり、産児制限が国策として奨励されていた。避妊薬が好調な売行きを示す一方、受胎調節用具については当初、薬剤師会が各地で講習会を開いて、薬剤師会の会員店のみが独占するような動きが見られた。これを重視した全薬連は、直ちに厚生省や衆参両院の厚生委員会などに働きかけた結果、27年12月には薬種商も受胎調節普及指導員の資格を獲得。独自に講習会を開くと共に、薬剤師会会員店と同様な看板を店頭に掲げて、地域住民にアピールした。これによる経営上のメリットはともかくとして、これは業権拡大の一例であり、薬種商の存在を社会に認識させる意味から、資格化への一布石とも評価されよう。

翌28年5月、第6回全国大会が徳島市内で開かれ、故上田会頭の胸像除幕式が挙行された（胸像は現在全薬協会館の会長室に安置）。そして同年9月、故上田会頭の知人である中山福蔵参議院議員が第二代会頭に就任した。中山も故人と同様に東京帝大法科の出身である。行動性に富む国会議員であり、法律に詳しい弁護士とあって、全薬協には力強い援兵となった。

中山新会頭が資格化へ向け第一声

翌年1月18日、大阪中之島公会堂で西日本代表者会議が開かれ、中山新会頭は資格化実現へ向けて第一声を放つ。資格制度確立大運動を展開するための協力金の徴収も決まった。これに呼応して5日後には伊香保温泉で関東地区の代表者会議が続き、全薬連顧問として中井一夫、中山マサ、野田卯一三氏の就任が決定するなど、政治力強化へのレールが着々と敷かれていった。

4月には全国代表者会議で、資格化推進委員会の設置が決まり、5月の全国大会に向けて、力強い前奏曲を奏でた。

静岡公会堂で開催の第7回全国大会は、全薬連にとって最も充実したものとなった。中山会頭に加え中山マサ顧問（中山会頭夫人）が厚生政務次官として出席、厚生大臣の祝辞を朗読して大会に錦上添花を添えた。大会は、資格制度早期確立を期す、との決議を満場一致で採択した。一月の東西代表者会議以来、5カ月足らずだが、この間、資格化をめざして活発な動きが展開され、それは全国大会でピークに達した感がある。

ちょうど、その頃、日本薬剤師会も最大の課題に直面していた。米国薬剤師会使節団の勧告が、日本医師会の強硬な反対で実現しないため、自力で法律改正による分業達成を迫られていたのである。既に日薬からは全薬連に対し再三にわたり首脳会談の申し入れがあり、その第1回が8月、東京・芝のパークホテルで開かれた。全薬連側から中山会頭、松田会長、志村、乾両副会長が、日薬側からは高野会長（参議院議員）、竹中副会長、谷岡専務らが出席。会談の主要目的がはっきりしないままの顔合わせであり、どんな話題が登場するか見当もつかず、単に両会の友情を深める、という懇親的な雰囲気で行われた。松田は「全薬連の団結が意外に固く、政治力も案外強くなりつつあり、日薬では高野会長を再度参議院議員として送りこむには、両者の政治力を結集するのが極めて有効である、と推察された」と、述懐する。

中山新会頭を迎えて全薬連は、この1年でみるみるうちに政治力を強めた。その成果の一例が翌年に早くも現実化した。30年2月28日付、厚生省薬務局長名で各都道府県知事宛に「指定医薬品以外の品目を販売する医薬品の販売業者の取扱いについて」という通達が出た。それまで統一性を欠いていた薬種商の登録基準が、これにより全国共通となったわけである。この年の5月、島根で開催の第8回全国大会で、会長に志村百太郎が就任した。

薬事法改正めざし総決起大会

全国大会は、5月前後の開催が恒例となったが、全国の薬種商が顔を合わせるのには陽気の良いシーズンばかりとは限らない。33年1月23日、東京・九段の千代田公会堂には全国から薬種商が馳せ参じた。その数1,300名。いずれも白ダスキ、白ハチマキという物々しいいでたちで、会場に緊迫感が漲った。毎年の全国大会で決議される資格化の早期実現を目指しての総決起大会である。

一方、占領下に制定・公布された薬事法はその後、数次にわたり若干の改正をみたが、不備な点も多く、日本の実情にそぐわない面も少なくないため、根本的な改正を求める声が高まってきた。32年には欧米の薬事制度視察のため、中山会頭、日薬の高野会長、厚生省薬務局の森本局長らが相次いで海外へ飛び薬事法改正の機運は最高潮に達した。

薬種商の一大デモンストレーションは、この薬事法改正への前哨戦でもあった。資格化の早期実現を決議した一行は、皇居前から厚生省と衆参両院へ向けてデモ行進。この示威は薬種商の団結力を内外に誇示して有意義に終わった。その2カ月後に薬事法改正促進全国薬剤師大会が開かれている。

この年の全国大会（第11回）は、6月に長野市で開催され、近藤伊平が第5代会長に就任した。大会終了後、小木曾義夫（長野県薬種商協会）が近藤会長

の要請により上京し、全薬連の事務局長を担う事になった。専任の事務局長を得た事により、中央の活動は活発化し、折りからの薬事法改正への対応はもちもん、小木曾は、渉外活動などを通じて、組織の充実・強化に多大の功績を残した。

厚生省のスケジュールに薬事法改正がのったのは翌年からである。34年3月23日、厚生大臣は薬事審議会に対し、「現行薬事制度において改善すべき点」について諮問した。これに応じて薬事審議会は、薬事制度調査特別部会を設け7月から翌年2月まで薬事法全般にわたり審議を重ね、2月15日に答申した。厚生省は、答申の趣旨を尊重しながら更に法律全般にわたって再検討を加え必要な規定を整備して薬剤師法案と薬事法案を作成した。これにより薬事法案の中で医薬品販売業の種類は一般販売業、薬種商販売業、配置販売業などとなった。それまで正式には「指定医薬品以外の品目の販売業者」、すなわち2号業者と通称されていたのが、法律的に薬種商へ復権したわけで、薬種商販売業の許可については「指定医薬品以外のすべての医薬品を取り扱うにつき必要な知識経験を有する者として政令で定める基準に該当する者及び試験を経た者に対して与える」と定められた。注目されるのは薬事審議会の審議の過程で、「薬業士」の名称は薬剤師という名称との比較で好ましくないと、また、薬種商の資格免許は第二薬剤師の如きものを認める事になると反対された事、一方、薬局の普及している地域での薬種商の新規開業制限の意見も出たが、憲法が保障する職業選択の自由との関連で不適当とされた事などの経緯である。

両法案は、35年4月に国会へ提出された。国会審議では、「薬剤師が増加しているため、現在の薬種商の既得権は認めるにしても、将来無制限に認める必要はないと考えるが」との質疑に対し「医薬品はその特質上それに関する専門の学問を修めた者に取り扱わせることが万全であり、その意味で薬剤師がより適当であることは明らかであるが、指定医薬品制度があるので、もし薬種商にその医薬品を取り扱わせることが保健衛生上危険であり、あるいは著しく不適当なものがあれば指定医薬品の範囲の問題になる」という答弁があった。

8月に国会で成立した両法律は、36年2月から施行された。改めて、薬種商に関する条文を紹介してみよう。

第28条（薬種商販売業の許可） 薬種商販売業の許可は、店舗ごとに、その所在地の都道府県知事が与える。

2 前項の許可は、申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行なう役員及び政令で定めるこれに準ずる者を含む。次項及び第30条第2項において同じ。）が、次条に規定する指定医薬品以外のすべての医薬品を取り扱うにつき必要な知識経験を有する者として政令で定める基準に該当する場合を除きその者がその販売業の業務を行なうにつき必要な知識経験を有するかどうかについての試験を行なったうえ、与える。

3 次の各号のいずれかに該当するときは第1項の許可を与えないことができる。

1 その店舗の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

2 申請者が、第6条第2号イからニまでのいずれかに該当するとき。

第29条（指定医薬品の販売の禁止） 薬種商販売業の許可を受けた者（以下「薬種商」という。）は、厚生大臣の指定する医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

復権から業権確立へ

こうして薬種商の名称は復権した。戦時下の18年から、“2号”呼ばわりされた忍従の時代も18年ぶりにピリオドが打たれたのである。しかし名称だけが旧に復しただけの話で、実態は指定医薬品以外の販売業である事には変わりはない。むしろ指定医薬品の範囲は拡大し、既得権を認められた旧法下の薬種商と、指定医薬品の範囲を拡大された新法下の薬種商、つまり薬種商に新・旧の壁が出来上がってしまったばかりか、業権拡大を阻む数々の手枷・足枷が相変わらず付きまとっていたのである。復権から真の業権確立へ向けて再び活動が始まった。その歩みは緩くとも、レンガを一枚一枚積み重ねるように着実に前進していった。

37年1月から機関誌として「全薬連会報」が創刊されたが、それには、既得権について厚生省の広瀬治郎薬事課長が、「薬事法の運用に望む」と題した座談会に出席、次のようなやりとりがあった。

◇……………◇

司会 既得権の当分の間云々の表現についてお聞かせください。

広瀬課長 当分という事は何年間という事ではなくて、その人一生の意味だと牛丸局長も国会で正式に答弁しているから問題はない筈だ。既成事実には手を触れず、新規には新しい立場で対処するというのが主旨だ…。

近藤会長 移転の場合、既得権者はどこでも無試験、これが無理なら面接ないし簡単な試験程度という事で全国統一してほしい。

広瀬課長 許可とは、人だけでなく店舗ごとと与えるものだし、許可は試験をして与える事になっているから、無試験は不可能。ただ試験の方法を実情に応じてやればよいわけで、区画整理など特別の場合は面接程度でいいというように指示している。

近藤会長 既得権者が移転した場合、どこにいても既得権者は既得権者であるはずだと思うが…。

広瀬課長 これは付則第4項に明確にされていて心配はないはずだ。一部の県で薬局が非常に多くて困っている所は県内移転は認めるが、他県から移入は新規扱いにしようかという話があったことを聞いている。が現省令によると、それは駄目で既得権者の移転は他府県にわたっても既得権者となる。

待望の法人化実現

続いて翌年8月には、待望の法人化が実現した。任意団体ではなく、社会性・公共性のある団体としての公認は、過去の努力の成果の反映であり、前途への力強い励ましとなった事は言うまでもない。これを機に正式名称は「社団法人全日本薬種商協会」と改めた。機関誌は「全薬協会報」更に「月刊薬種商」(42年4月)へと内容の充実と共に改称された。

法人化初の全国大会(17回)は39年5月、高知市で開かれた。ステージ上方には全国大会を象徴する全日本薬種商協会、全日本薬業士連合会の2つの名称が大書されている。また、ステージ両側には池田総理、小林厚相からの花輪が飾られ、そのバックには次のような大会スローガンが垂れ下がっていた。

「薬種商の完全な資格化」「保険薬種商制度の早期確立」「指定医薬品の全廃」「新旧薬種商の格差撤廃」「薬業士の名称法文化」このうち資格化と指定医薬品の全廃は、創立以来の悲願であり、新旧の格差撤廃は新たに発生した業権問題。保険薬種商は、皆保険制度の定着・拡充という時代背景があり、薬業士の名称実現には、中山会頭が並々ならぬ意欲を燃やしていた。中山会頭は前日の代議員会で「日本には“士”の字がつく職業は57種ある。弁護士、弁理士のように1字違いはザラ。薬剤師と薬業士とでは2字も違うのに、厚生省はなぜ『紛らわしい』というのか」と、矛盾を衝き薬業士の実現に向けて再度、努力する旨言明したものである。

この全国大会に前後して、大阪府薬業士会が全国に先駆けて法人化を達成、社団法人大阪府薬種商協会へと発展改組した。薬種商運動発祥の地と自負するだけに、地元会員の喜びは大きかった。また地方協会の法人化の先達としての意義も大きく、薬種商の存在は中央・地方を通じて、その社会性が公認されていったのである。

全国大会は、薬種商の団結力を内外に示す絶好の場として回を重ねる毎に盛大きさを増していった。40年から6月開催が恒例化し、毎年掲げられるスローガンも、解決のためには長期戦を覚悟するもの、短期決戦で臨むものとに分かれるようになった。前者は資格化と指定医薬品の撤廃であり、現在に至るまで掲げ続けられている。後者では、40年代から「移転の場合の再試験の撤廃」「1店舗に2名以上の薬種商」が登場した。

これらの課題解決には政治力もさることながら、自己研鑽を通じて外部の理解と支持を得る事が求められる。

また同じ頃、近藤会長が厚生大臣、厚生省事務次官、薬務局長、薬事課長らに厚生省薬種商講習所設置の陳情書を出している。これは薬種商を志す人への専門的教育機関で、入校資格を定め、一定の教育を受けた後の試験は国家試験とし合格者には薬種商(仮称または薬種士)の称号を付与、直ちに薬種商販売業が開業できるという主旨である。以下に同書の内容を披露してみよう。

◇……………◇

陳情書 薬種商は数百年の歴史を有し医薬品販売の基本機関として今日に至りました。近代的制度は、明治7年医制発布の時代から始まり、古い伝統と歴史的事実が存在するのであります。明治22年に薬律が制定されて、地方庁の免許薬種商として法文化され、薬種商の免許証は終身免許でありましたが、昭和18年の戦時立法において薬種商制度は全廃、法文中より完全に抹殺して個人の資格をまったく認めなくしたのであります。かくして免許制度は許可制となり昭和23年の法改正によって登録制に変わり、さらに昭和35年の全面改正によって再び許可制となり、免許資格当時の名称であります薬種商に復活したのでありますが、店舗に許可された営業権であり、身分資格ではありませんので、店舗の移転・新築等により失効再試験を受けなければならない不安定な現状であります。

然るに薬種商となるには、協会が実施する講習を受講し都道府県知事の行なう薬事法、実地両面における高度の試験に合格しなければならないのであります。従って医薬品販売に関する知識、経験について十分なる職能を有するものと思しますので別記要項により厚生省主催の長期講習により身分資格になるよう格別のご配慮を賜りたく陳情致します。

要 項

- 1、名称＝厚生省薬種商講習所
- 2、設置場所＝厚生省内
- 3、講習の目的＝薬種商販売業たらんとする者の専門的教育機関で、主として下記事項について教育する
 - ①薬事に関する諸法
 - ②専門的医薬品の知識とその取扱い技能
 - ③その他保健衛生に関する一般
- 4、開講時期＝毎年4月に始まり6月末日終了（3カ月間）
- 5、入所者の資格＝新制高校卒業者または同等以上の者で2年以上の医薬品取扱いの実務経験を有し、都道府県薬種商協会会長の推せんする者
- 6、受講のための費用は受講者の自弁とす
- 7、薬種商の免許試験は国家試験とし、試験合格者には薬種商（仮称でまたは薬種士）の称号を付与し直ちに薬種商販売業を開業することができる。
- 8、講習終了者には終了証書を交付し、国家試験の受験資格を与える
- 9、現存の薬種商販売業者は、講習所設置と同時に全日本薬種商協会、都道府県知事の共催する統一講習会を開催し、受講者には受講証を交付し、その写しを添付、1年以内に申請があれば学識経験者として所定の薬種商称号を与える

付記事項① 毒物、劇物取扱い責任者は資格として与えられております。この点御考慮願います。

②薬局を開設する薬剤師が死亡した場合は、管理薬剤師を雇入れなければ営業の継続をできないことはもちろんであるが、零細企業にあっては、薬剤師を雇い入れての経営は採算上困難であることは明らかであります。その場合、遺族の1人が薬種商の資格を得て営業を続け家計を助けるなど事実上の見地から考えても日本薬剤師会もこの薬種商講習所設置に対しては当然賛意を表するものと思ふ。

③通産省内に計器講習所が設置されていることは何かの参考となろう。

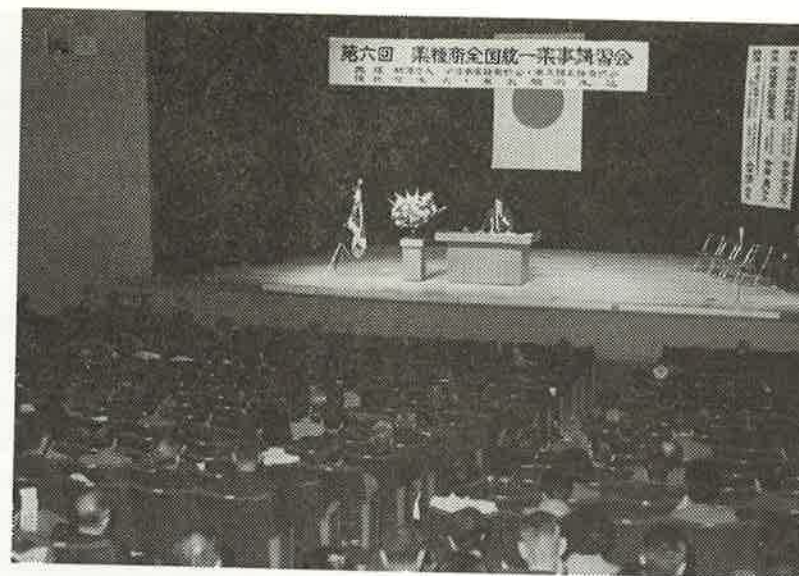
◇.....◇

ここで現在、全国各地で毎年1回行なわれ今年で20回目を迎えた統一薬事講習会の意義を述べてみよう。上林山議員の指導による厚生省内への薬種商講習所設置案は、再三の陳情にもかかわらず拒否されたものの、「全国统一講習会を開催するならば、応援する…」の回答を得たため、さっそくその開催要項の試案を作成することになった。

むろん講習会の受講者には、移転、新築等による再試験の撤廃、1店2名の試験合格者を認め、相続等の場合、直ちに事がスムーズに行なえるようにする——も併せて運動することを基本方針とした。毎年1回開き、講師は厚生省薬務局から派遣、テキストの作成にも協力いただくほか、受講証を発行するというものである。

全国统一薬事講習会スタート

全国统一薬事講習会がスタートしたのは43年9月からである。この年に山形で開催の第21回全国大会で、全薬協顧問の上林山栄吉代議士が、「薬種商免許



▲第6回（昭和48年）「薬種商全国統一薬事講習会」の会場（東京都薬種商協会）

がその人ではなく、店に対して与えられるのはおかしい。現行法の薬種商の存在は不明確である」と、問題の本質を抉ると共に再試験の撤廃と1店舗2名以上の薬種商の問題について、次のように酷評した。

「一旦資格を取った者が近い所に移転するのに、また試験を受けるなどという例は、世界のどこにもない。床屋だって資格さえあれば、どこにでも開店できる。また1店舗に2人の薬種商がいても何ら差支えない。1人が他の用件で外出しても、資格者がもう1人いれば、薬を買いに来た人にも間違いなく渡せる。厚生省が法律を拡大解釈もできないのは遺憾だ」。

統一講習会は、上林山顧問の計らいで実現したものである。もともと薬種商にとって研修の場がなかったわけではない。全国大会には研修会も併催されるが、この機会に恵まれるのは全薬種商のほんの一部にすぎない。しかし統一講習会は、全国都道府県単位で実施され、全会員「皆出席」を鉄則とするだけに意義は大きい。

上林山代議士は、翌年の第22回全国大会（福岡）で第3代会頭に就任。同年12月には上林山会頭の尽力により薬事法施行令の一部が改正され、移転・新築時の再試験は見事に撤廃された。政治力のみで頼れば、横車を押し通す“圧力団体”として世論の支持を失うが、「自己研鑽と政治力」という創立以来の基本姿勢が表裏一体をなし、相乗効果を生んで足枷の一つは外された。「移転するにしても改めて試験。県庁の一室で、親子ほどにも年齢が違ふ若い係官の前に、試験を強制されるやるせなさ…」と、年老いた薬種商の切々たる訴えが、会場の共感をよんだ全国大会もあったが、もう、こんな“時代錯誤”のような“屈辱”を味あわなくても済むようになったし、何の気兼ねもなく新築や移転などして店舗を立派にする事が可能となった。

45 年は、全薬協の組織強化を一段と促す年となった。4月に富山県薬種商協会が設立され、愛媛県松山市で開催の第23回全国大会では、栃木県薬種商協会の復帰が決まり、これにより全薬協は文字通りの全国団体に発展した。更に11月には全薬協に婦人部会が設置されるなど、追い風に乗った感じだが、「好事

魔多し」というべきか、翌年は全薬協の中枢部に重大な試練が訪れた。

神戸での第24回全国大会で第六代会長に北原正一が選ばれた。前会長の近藤伊平ばかりか上林山会頭も病床に臥して、姿を見せず、会頭の代理として上林山夫人が出席したが、その2ヵ月後には上林山会頭が逝去したのである。精力的に全薬協のために政治の場で尽力してきた功績は多大で、全薬協にとってショックは大きかった。特に北原新会長は、近藤前会長が長らく病床にある間、事実上の会長代行として上林山会頭に協力してきただけに、頼りとすべき綱が切れたも同然だったに違いない。

しかし、嘆いてばかりもいられない。目前には、旧薬種商の救済など緊急に解決を要する問題が立ちはだかっていたのである。そのためには政治力を緩める事はできない。幸い11月に第4代会頭に箕輪登代議士を迎える事ができた。箕輪新会頭は、大正13年3月北海道小樽の生まれ。北海道帝大医学部専門部卒業後、小樽市内で外科医院を開業。病院の院長も歴任した医学博士。北海道一区の選出で当選3回、防衛政務次官も経験するなど政治家としてのキャリアも豊富。医師出身だけに医療問題や厚生行政にも造詣が深いばかりか、時の日本医師会・武見太郎会長との繋がりが強く、武見会長の勧めで会頭就任を決意したという。後年、全薬協の研修会に日本医師会の会長が出席するという異例も箕輪会頭の尽力に負うところが多い。箕輪代議士は就任にあたり「厚生省、日本薬剤師会、全薬協3者の潤滑油の役目を果たしたい」と抱負を語った。

力強い国会議員顧問団の結成

箕輪代議士は会頭就任後、直ちに政治力の輪の拡大に力を注いだ。特筆されるべきは薬種商に力を貸す国会議員の団体が結成された事である。47年4月25日の早朝、東京・赤坂プリンスホテル・グリーンホールに多数の衆参両院議員が参集。その数は約100名に及んだ。箕輪会頭の呼び掛けに応えたもので、薬種商国会議員顧問団の正式発足が決まり、初代団長に西村直巳代議士が選ばれた。会頭が全薬協のために政治の場で孤軍奮闘するのではなく、薬種商のために頼りになる政治家の強力な輪を作り上げた意義は大きく、顧問団の設立趣意に賛同の意を表明した国会議員は172名の多数に達した。

これは全薬協の歴史にとって、輝かしい一頁を飾るもので、北原会長は「薬種商の業権擁護だけではなく、消費者の利益となるような薬種商の地位確立を目指す一方、業界全体の問題解決にも協力したい」と、喜びを交えて語ると共に、圧力団体ではない事も強調したものである。

箕輪会頭にとって初の全国大会（第25回）は東京で開催され、全薬協の基本方針として新たに「1店に2名の薬種商を置く」事が加えられた。また、研修会では、日本医師会の武見太郎会長が特別講演を行なった。日医会長の出席はもちろん前代未聞であり、異例でもあるが、箕輪会頭の尽力で実現したもの。武見会長は、講演を通じて薬種商の社会的役割の重要性を強調したのである。46年に箕輪会頭、北原会長の名コンビが誕生して以来、画期的な試みや成果が相次ぐ。48年2月、全薬協は、統一白衣を制定し、着用を申し合わせた。白衣は、医師、看護婦、保健婦など医療従事者にとっては「制服」のようなもので、薬局・薬店でも着用するケースが増えているが、病院・診療所ほど徹底はしていない。特に薬種商の場合は、薬剤師に遅れをとっているが、薬種商販売



▲第25回大会（東京・昭和47年）は、箕輪会頭就任初の全国大会となった

業の医療性を考えると、白衣の着用は時代の要請でもあり、当然の事と言えよう。山口淑子参議院議員は、当初からモデル役を買って出て統一白衣の普及に務め、また自ら着用して全薬協のキャンペーンに参加しているのは周知の通りである。

49年に入ると、前年からの懸案であった薬種商賠償責任保険と薬種商年金制度が4月からスタートした。特に前者について言えば、その内容は医薬品（部外品、化粧品、医療器具、乳製品、健康食品などを含む）

危険と施設（店舗、設備）危険の2種類あり、いずれかによって第三者に与えた何らかの損害の賠償に応ずるもので、いずれも、あってはならない事態ではあるが、誰でも不測の事態は避けがたい。消費者の権利意識の高まりなどを考えると、この種の保険は、薬局に伍して地域住民と接する薬種商にとって心強い支えである。

特に当時は、医薬品の副作用に消費者の神経が高ぶっていた。しかし、副作用が問題となるのは、主に医療用医薬品である。むしろ大衆薬は、“無効・無害”とか“効かぬ大衆薬”とか陰口を叩かれがちだったが、日本薬剤師会は、47年から賠償保険制度を導入した。医療用からも、また指定医薬品からも疎外され、“無難な”大衆薬を扱う薬種商にとって、この種の保険の意義を問う議論もあったが、薬種商販売業の資質向上を前提に指定医薬品の撤廃を求める以上、当然必要な制度と言えよう。このように、薬種商の自力では不可能なメリットが組織の力で徐々に生まれていったのである。



▲第25回大会で特別講演をする武見太郎日本医師会会長

「1店に2名の薬種商」が実現

年に一度の全国大会。第1回以来変わらぬメインのスローガンは、薬種商の資格化であり、毎年参加者が期待するのは会頭による朗報である。会頭を軸とする政治力の成果が明らかにされる事により、全国大会は年とともにますます盛況をみせてきた。49年に三重県で開催の第27回大会で箕輪会頭からプレゼントされた朗報は「1店に2名以上の薬種商」である。同大会では、松下廉蔵厚生省薬務局長が出席し、会場注視の中で箕輪会頭から念を押され、同意のサインを送ったものである。

その具体的な取扱いについては、50年の年明け早々に厚生省から薬務局企画課長名で全国に通知された。配偶者が直系卑属に認める、いわゆる承継者試験の施行である。現行の薬種商販売業の制度は、店舗に開設の許可が与えられるもので、開設者の薬種商が死亡したりすれば、その権利を配偶者や2世に継承することもできず、例えば店が地域住民の信頼を得て繁盛していても廃止、という極めて不合理な建前となっている。これが承継者試験による「1店に2名」の薬種商の実現により開設権のバトンタッチが可能となったわけである。

この制度の特色は対象が薬種商販売業だけではなく、薬局、一般販売業にも及ぶ事である。薬種商販売業認定試験の受験者が薬局・薬店の師弟に多いのと同様に、全薬協が単に薬種商のみの権利擁護ではなく、人道にも叶った方法で医薬品販売の底辺を幅広く支えていることは、改めて広く評価されて良い事実である。

ところで、薬種商販売業を営む途は薬種商販売業認定試験の合格者か薬科大学の卒業者に限られているが、主流は前者である。しかし、認定試験の合格は容易ではない。試験問題は「薬剤師国家試験にも匹敵する」と、評されるほど年々高度化する一方で、内容は都道府県によって異なり、出題の範囲や基準が明らかにされているわけではないため、独学ではまず不可能とされている。後進の育成は当然であり、資質向上のために薬種商への登龍門が難関であるのは止むを得ないとしても従来は後進の組織的な教育システムには手つかずの状態であった。

これは単に薬種商に限った問題ではなく、小売薬業界全体に指摘できる後進性である。薬剤師について言えば、教育も資格試験も国の明確な基準に従って組織的に行なわれているが、医薬品の取扱いは薬剤師の独占業務ではない。薬剤師や薬種商の有資格者以外の多数の人々が従事するお蔭で医薬品が円滑に供給されているわけであるが、有資格者以外の従事者に対する教育システムを小売薬業界はなおざりにしている。しかし、医薬品という生命関連商品を扱うのである。しかも医薬品は、製造レベルでは国の厳重な統一基準に従っているにもかかわらず、販売レベルでは有資格者以外は、全く放任状態である。

こういう片手落ちの状態下で薬種商試験の難関を突破するには、組織の力に頼るのが賢明とされていた。このため各地で薬種商試験のための準備講習会が都道府県薬種商協会の主催で開かれてきた。薬種商の多くは、この講習会の受講者であり、講習会の果たしてきた役割は、それなりに意義が大きかった。しかしこの種の講習会は、教育施設を常備しているわけではなく、開講期間も限られ恒常的な機関ではない。薬種商の登龍門に通ずる途として、外部の批判に

も耐え、第三者の納得・支持を得るには問題点が少なからず指摘されていたものである。

薬種商養成の近代化—大阪に専門学校

こうした折り、薬種商に通ずる途の近代化が大阪で試みられた。50年8月に薬種商専門学校の設立が認められ、翌年4月から開校したのである。同校は大阪府薬種商協会の付属機関であり、各種学校としてスタートしたが、間もなく専修学校に昇格。教育内容の充実とともに校舎も移転し、その後、薬事法改正による薬種商試験の受験資格の実務経験の1年免除の特典を得、更に校名も「大阪薬種商専門学校」から「大阪薬業専門学校」と、広く薬業界に携わる人々を対象とするように改名するなど発展の一途を辿り、その後の専門学校の設立に先鞭をつけた事は周知の通りである。

52年、5年ぶりに東京で第30回全国大会が全薬協創立40周年記念式典と共に盛大に開催された。研修会では、医事評論家の水野肇氏が、特別講演を通じて薬種商による情報提供の必要性を強調した。

53年に香川県高松市で開催の第31回全国大会では、1億5千万円の予算と会員から一律1万円の拠出による全薬協会館の建設が本決まりとなった。雑居ビルの一室から抜け出し、晴れて1万7千の会員を擁する社団法人の全国団体としての殿堂を構える見通しがついたわけである。また9月には全薬協独自の



第31回（昭和53年・高松市）大会で挨拶をする北原正一会長

「薬と健康の週間」に係わるポスターが完成した。毎年10月中旬に開かれる同週間は、厚生省と日本薬剤師会が主催団体で、全薬協は後援として主催者作成のポスターに名を連ねていたが、独自のPRポスターはもちろん初めて。店頭から消費者に手渡すための、小冊子も併せて作成された。

また10月には山梨県で、初の薬種商モニター制度が全国に先駆けてスタートした。一般薬等の副作用収集については、全国で薬局モニター制度が先行しているが、山梨のケースは薬種商を窓口とし、相談や副作用事例などを県薬種商協会を経て県薬務課へ報告する仕組みである。この事業には県も費用の面で応援。小林岩水会長は、「薬種商の信用を高めるのに良いチャンス。全国のモデ

ルケースとして進めたい」と強調。これが後年、中央レベルにまで発展し、薬種商のイメージアップに貢献した意義は大きい。

54年3月2日、東京・港区の赤坂プリンスホテルで開催の薬種商国會議員顧問団の総会で、全薬協は薬事法第28条（薬種商販売業の許可）改正について陳情した。すでに業界内では、各自の主張を掲げ薬事法改正に向けて活発な動きが展開されていた。全薬協も、来るべき法改正に備え年来の主張実現を目指して国へ働き掛けていた。その主張は、人格を無視した第28条の手直し。具体的には店舗と薬種商試験の分離と、全国で不統一だった受験資格を中卒で5年、高卒で3年の医薬品販売の実務経験者に統一する事などである。

顧問団総会には120人が出席。箕輪会頭が「薬という特殊性のある物を扱うのに、誰でも受験できたり、店よりも人が後になるのはおかしい」と、不合理の是正を力説。北原会長は「昭和35年くらい不遇だった。法改正も間近い。一層強力なご支援を」と要請。これを受けて、山崎拓厚生政務次官、斎藤十郎参議院議員、小沢辰男前厚生大臣（自民党医薬品問題小委員長）、森下元晴委員長（衆院社労委）ら厚生行政に通暁の錚々たる議員が協力を約した。

直ちに自民党医薬品問題小委員会は、他の関係団体の意見も聴取して調整を図った末、全薬協の主張は政・省令の改正に委ねる、という“大岡裁き”で決着した。法改正には至らなかったものの、別項の厚生省試案に見られる通り、店舗を用意しなければ、受験は不可能、換言すれば制服・制帽・教科書類を整えなければ受験できない、という現行制度の不合理は大幅に改善され、北原会長の言葉を借りれば「完全な店舗との切り離しではないが、要望の80%は達成された」事になる。

「薬種商販売業に係る試験」の試案の内容

①受験資格は義務教育終了後5年以上、高校終了後3年以上の実務経験（薬局、一般販売業または薬種商の店舗における実務経験）を有する者、またはこれらと同等以上の知識経験を有する者として、都道府県知事が認めるものとなるよう措置する

②試験は、薬種商販売業開業の意思を明らかにする資料を添付して申請した場合にも認めるものとする

③合格者については当初、申請の計画通り開業が行なわれない場合、3年毎に計画変更手続きを要するものとし、開設延期の正当な理由がない場合は、合格の効果を失わせる

④合格の効果は、当該都道府県でのみ有効とし、一旦開業した後は、他の都道府県に移転しても有効とする

⑤試験は少なくとも毎年1回実施する

⑥左記の措置は、薬事法改正の施行時期と同時に行なう

富山市で開催の第32回全国大会は、例年になく明るいムードに包まれた。箕輪会頭は、全薬協の今回の要望実現について「雑音が入っても心配無用」と激励した。また、代議員会では、北原会長から念願の会館建設について「用地の確保、整地は既に完了。来年の着工を待つばかり」と、順調な進捗状況が報告された。

会館建設と並行し10月1日付けで、事務局長が交代した。33年に事務局設置以来22年間にわたり事務局長を務めてきた小木曾義夫が高齢により勇退。後任



▲第32回大会（昭和54年・富山市）で挨拶をする山口淑子議員

に北山保が就任した。新事務局長は大正15年富山県の生まれ。富山県立上市農林学校を卒後、厚生省薬務局、麻薬取締官などを歴任。

小木曾は、事務局長を去るにあたり、往時を回顧し「当時は、青山学院の側の6畳から始めた。以後、渋谷の現事務所に移った。この間、様々な問題と取り組んできた」と、語る。近藤、北原両会長の下で、裏方に徹しながら薬種商の業権に係わる法改正や行政運用の問題など重大局面を通じて厚生省との折衝を努めるなど、全薬協の発展と共に歩んできただけに、独自の会館建設を目前にして去る胸中には、言い知れぬ感慨が去来した事であろう。

念願の全薬協会館完成

待望の会館（全薬協研修センター）は、55年6月に地鎮祭、9月上棟式、そして12月10日に竣工披露宴が盛大に挙行された。高松大会でゴー・サインが送られてから僅か2年半での実現である。テープカットは、松田金之助元会長及び北原会長の手で行なわれ、北原会長が「薬種商の心の拠所として充分な活用を」と呼び掛ければ、箕輪会頭は「皆さんの喜ぶ顔が見たくて飛んできた。立派なセンターだ。研修の場として資質の向上を図れ」と激励した。

場所は東京都文京区小石川5-20-17（☎03-813-5353）。238・62㎡の敷地に延べ458、78㎡の鉄筋コンクリート3階建。1階は医薬品展示室と図書室、2階は会議室、事務室、3階は大会議室である。冷暖房・空調設備が完備され、研修の場として申し分のない環境である。

この年の全国大会は、全薬協の要望が政・省令に盛り込まれるかどうか、予断を許さぬ情勢を感じさせる中、新潟市で第33回を迎えた。折から衆参両院のダブル選挙戦の最中とあって、箕輪会頭は北海道にとどまり残念ながら姿を見せる事はできなかった。代わりに“新潟の顔”とも言うべき田中角栄元総理が登壇。「試験を受けるのに物（店舗）があるのは不合理。まず人間に資格を与



会館建設地の地鎮祭で修祓を受ける全薬協幹部役員（上）と建設中の会館（右）

えなければならない。自分も建築士だが、店舗など持っていない。病・医院を持たなくとも医師の資格は取れる」と、矛盾を指摘し、選挙戦への協力を呼び掛けた。

選挙の結果は、全薬協の推した候補者の94%が当選。その祝賀会は7月23日に赤坂のプリンスホテルで開かれた。150名もの国会議員が参集し、全薬協の政治力を高らかに誇示するとともに、迫る省令の改正に光明を感じさせたものである。

その改正省令は、薬事法一部改正法の施行（10月1日）を目前にした9月27日に公布された。薬種商試験の受験資格を明記したもので、北原会長は「すでに自民党医薬品問題小委員会で決定済みであり、当然の結果である。今後は資格の法制化に向かって邁進する」と、語った。省令の効力は、各地で開催の準備講習会との兼ねいから、2年後の59年9月30日から発生する事になったが、薬局・薬店における実務経験の認定については、大阪の薬種商専門学校の卒業生が該当するかどうかの問題が残された。

資格化への地道な努力が続き、その成果が着々を現れる中、56年2月から薬種商医薬品モニター制度がスタートした。その先鞭は山梨県薬種商協会によってつけられたが、3年後に全国レベルに発展したわけである。

長崎市で開催の第34回全国大会は、省令の改正問題も全薬協が実を取る形でケリがついただけに、前回の新潟大会に比べると熱気は感じられなかったが、北原会長は、会館建設、受験資格の確立などの成果を踏まえながら「資格化を



▲第33回（昭和55年・新潟市）全国大会で談笑する田中角栄元総理、山口淑子議員、北原正一会長

目指し更に団結を固め、強力な運動を展開しよう」と、呼掛けると共に「日本薬剤師会としっかり手を握りあっていきたい」と強調。これを受けて、日本薬剤師会の代表として来賓出席の近藤大雅副会長は、「両会が利権争いをしている、と一部で言われているが、決してそうではない。我々は、連帯の原点に戻り、国民の医療を守るためにはどう在るべきか、を考えよう。そこに両者の融和ができ、国民の健康が守られる。皆さん、どうでしょう」と挨拶した。

同氏の問掛けを待つまでもなく、融和に基づく両会の提携・協力こそ全薬協が最初から願っていた事であり、それは、「さすが！」と近藤氏に惜しげもなく送られた満場の拍手によって裏付けられた。薬律改正の度に反目しあいがちだった間柄は否めないが、時ならぬ協調ムードは、本大会の大きな収穫でもあった。57年3月の代議員会で北原会長は、10月から施行の受験資格について「実務経験年数の認定は雇用主と所属団体の長（薬種商は薬種商協会会長、薬局・一般販売業は薬剤師会会長）の連名で証明するよう厚生省に要望している」と、明らかにした。店頭での販売経験を客観的に証明するための当然の措置と言えよう。

第35回全国大会は、前年の南から一挙に舞台を北に移し、17年ぶりに札幌市で開かれた。薬種商の全国組織が誕生してから45周年という時代の節目にあたるばかりか、郵政大臣である箕輪会頭にとっては、初めて地元で迎える大会というように数々の意義に飾られた。40年の第18回大会で準備委員長として「私は疲れた。しかし、この盛大な大会を見たら、途端に疲れは吹っ飛んだ」と歓迎の辞を送った萩沢政吉会長（道薬協）は既に泉下に眠り、代わって17年前に故萩沢会長と共に大会の設営に尽力し、また上林山会頭の死後、北原会長の要請に応え、箕輪代議士の会頭就任を実現させた山本力松準備委員長が、道薬協会会長として最後の晴舞台に臨んだ。

薬種商試験の受験資格きまる

57年も後半に入ると、薬種商試験の受験資格が9月30日から効力を発生するため実務経験の認定に関する厚生省の方針が次第に煮詰まってきた。まず薬務局は9月1日付けで、薬業卸勤務については実務経験とは認めぬ事、また、その認定法に関しては、ほぼ全薬協の要望通りとする次のような通知を全国に出した。

①実務とは薬局等の店頭における医薬品の小売（消費者に対する直接の販売・授与）業務をいう。販売活動の一環として行なわれる保管・配送・伝票処理等の業務をもつばら行なう場合は該当しない

②受験資格を有する事の証明は、雇用者による証明書、この事実を客観的に証する資料（関係薬業団体の長、地方公共団体の長等の証明書）により行なうこれについて北原会長は「薬種商のレベルをアップする意味で、我々の主張がそのまま通った。今後は社会の要請に応えられるレベルの高い薬種商が生まれるだろう」と評価し更に、注目されている大阪薬種商専門学校の卒業生の取扱に関しては、「経験年数の一年免除となろう」と、語った。

これを裏付けるように、大阪府衛生部長の「卒業者には1年間の実務経験者とみなして宜しいか」との照会に対し、9月30日のタイムリミット寸前に至り厚生省薬務局企画課長名で「貴見の通り」とする回答が出た。

この1年免除について学校側は、2、3年を期待していただけに「不本意である」（端山校長）と不満の意を表明した。しかし例え「1年」でも、それは将来への布石ともなるわけで、事実、これをワン・ステップとして大阪に更に1校、そして東京、千葉にも薬種商専門学校が後続した。いずれも1年免除の特典を得て薬業人の養成に乗り出したが、受験資格の設定や専門学校の設立は薬種商を含む広い意味での薬業人の養成が、近代的な態様によって進められつつある事を意味しよう。

ここで、目を医療制度の動向に転じてみよう。58年2月から老人保健法が施行された。これにより48年1月から無料だった老人医療費が有料となった。医療保険財政の悪化が原因だが、これを契機に「何でも保険で」といった、他力依存の意識改革と「自分の健康は自分で管理する」というセルフメディケーションの重要性が叫ばれるようになった。「医療」から「ヘルス」への社会風潮の転換である。

この時代の潮流に乗り、いわゆる健康食品が幅を利かす一方、長らく店頭医薬品の売れ行き不振に喘いでいた小売薬業界には、大衆薬浮上への期待感が急速に高まってきた。この時流の変化に即応するため、全薬協は3月の全国会長会で、大衆薬浮上策を進めるため59年度予算に500万円を計上した。「大衆薬販売は、薬種商の手で」という明治の薬律以来の揺るぎない基本方針を断固として貫くためである。53年に始まった「薬と健康の週間」における独自のポスター作成、薬種商モニター制度の発足、更に予算化を跳躍台に大衆薬販売における薬種商の位置づけを確立するための布石は着々と打たれていったのである。

宇都宮で開催の第36回全国大会は、参院選挙戦たけなわとあって、全薬協の団結力に期待し、推薦候補への協力を求めるメッセージが相次いだ。また、正

副会長の改選に臨んだ北原会長は、「私の仕事は98%終わった。残る2%は資格化だが、その解決にはなお歳月を要する」と、辞意を表明したが、選考委員会のたつての要請を拒みきれず、「あと1期」と“条件つき”で7選の大役を受諾した。

恒例の「薬と健康の週間」は、毎年10月に開催されるが、58年の場合は、大衆薬浮上への期待を胸に、小売薬業界は秋に向けて例年になくハッスルした。まず全商連（全国医薬品小売商業組合連合会）が10月を「大衆薬浮上月間」と定めて、キャンペーンの展開を決めた。

麻薬・覚せい剤禍撲滅運動を展開

しかし、商業団体としての全商連と職能団体である日本薬剤師会との性格の違いから両団体の同歩調はとれず、全商連の単独開催となったが、全薬協も職能団体の主体性を貫くため11月20日から5日間、独自の大衆薬キャンペーンを実施する事になった。

この快挙で注目されるのは、薬の適正使用の啓蒙と併せて、麻薬・覚せい剤禍の撲滅を広く呼び掛けるようになった事である。山口淑子参院議員も白衣にタスキがけの姿で自ら街頭に出て、北原会長ら全薬協幹部と共に大衆に働きかけて啓蒙運動に毎年彩りを添えるようになったが、同時に全国各地で同様のキャンペーンが展開された。

北原会長が7選の際に「私の仕事は98%終わった。残る2%は資格化」と、語った通り、法人化の推進、再試験の撤廃、1店2名の薬種商、会館建設などが実現し、資格化の問題を残すのみとなり、全国大会も興奮や悲壮感とは次第に縁遠くなり、59年の第37回大会（秋田市）からは何となくリラックスさえ感じさせるようになった。むしろ全薬協にとっては、大衆薬見直し機運が高まる中での対応が当面の課題となってきた。

59年は、秋には東京で世界大衆薬協会の総会を控え、既に行政レベルでは自己治療の普及を図るため、医療用医薬品に配合の成分を大衆薬に転用させる、いわゆるスイッチOTCの促進が見られ“効く大衆薬”が市場を賑わすようになった。一方、日薬が、こうした機会を捉え、要薬剤師薬の実現へむけての動きを見せるなど、大衆薬浮上をめぐる薬業界は慌ただしさを感じさせるようになったが、全薬協は59年を「大衆薬普及促進の年」と定め、業権の維持・拡大のために7月に一般用医薬品対策臨時委員会を設置し、独自に運動を展開する事になった。

小売3代表が握手—薬業3者懇発足へ

宮崎市で開催の第38回大会は、大衆薬販売における薬種商の位置づけに焦点が絞られた。特に、前年に厚生省薬務局長の諮問機関である医薬品産業政策懇談会が最終報告書を通じ「大衆薬の有用性を図るため」として薬局（薬剤師）と薬店（薬種商）との医薬品販売に明確な一線を画すような提言を行なっている事に対し、北原会長は反発の態度を表明し、会員の奮起を促した。箕輪会頭は、全薬協の政治力がある限り「心配無用」と胸を叩いた。

ハプニングは、その後に生じた。是々非々で臨むが、小異を捨て利害を異に

する間柄でも相手を露骨に敵視しない北原会長の温厚な性格の故だろうか。会長は、壇上から来賓席の日薬・境野雅憲副会長、全商連・近藤良男会長に目をやり「日薬で開局部会長を兼ねる境野氏は薬局の代表、近藤氏に私を加えた小売の3代表がまとまらなければ、小売を取り巻く問題は解決できない」と、訴えた。

これに応えるかのように、境野氏は、高木日薬会長のメッセージをポケットにしまいこんだまま、「小売薬業の諸団体が同じテーブルにつき未来を考える必要がある。政治力を結集して法律の不備を解決しよう」と呼び掛ければ、近藤氏は「3団体の考えは一致した」と、特に北原、境野両氏を手招きし、会場注視の中で3人が固く手を結びあい、都市型配置薬問題など当面の問題に3団体が協力しあう態度を見せるなど全国大会にとって異例なシーンが演じられたのである。

この団結の意志は、7月から薬業3団体懇談会として具体化し、“3代表”が毎月定期的に会合して、当面する諸問題を中央レベルで解決を図っていくため、まずは都市型配置薬問題から検討を始めた。

10月は、「薬と健康の週間」の一つの行事として中央・地方で薬事功労者の表彰式が挙行される。既に全薬協関係では多数が厚生大臣表彰の栄に浴しているが、和歌山県薬種商協会の吉田歌子婦人部長が、女性薬種商として初の厚生大臣表彰に輝いた。45年11月、全薬協に婦人部会が設置されてから15年ぶりの朗報であり、女子薬剤師に伍す女子薬種商の今後の活動に力強い足跡を残したと言えよう。

61年の小売薬業界は、年明け早々から“西田式”事件で揺れた。数年らい続いた健康食品ブームも、60年には経済企画庁の実態調査を契機に厚生省の監視の目が鋭くなる一方、いわゆる“パイプル商法”の元祖であり、その頂点に立つ“西田式”が、薬事法違反の疑いで暮れに警視庁によって摘発されたのが大きく響き、急速に冷えきった。“西田式”には有力な薬局・薬店が加盟していたため、事態を重視した日薬は、1月下旬「国民に多大の迷惑をかけた事は遺憾」とする異例の声明に及んだ。一方、全薬協は、健康食品等の販売は慎重を期すよう、会員の自覚を促す通知に続いて、北原会長が「薬種商としても目を光らせ、2度と起こしてはならぬ」と語った。

第39回全国大会は、長野市で開催された。第11回に次いで2度目。北原会長の故郷であり、全薬協初代事務局長を送りだした土地である。参加者は千八百名を数え、37～38回を上回ったのは、スイッチOTCの拡大にからむ指定医薬品問題への関心の表れであろう。衆参同日選挙が本決まりとなった事情から、堀江正夫参院議員が壇上に立ち、箕輪会頭のメッセージを代読した。指定医薬品問題のくだりで「近く朗報が皆様に達すると確信している」と読み上げると会場は割れんばかりの拍手で応えた。

日薬、全商連の来賓の顔ぶれは前回と同様である。境野副会長（日薬）は「立場の違いを乗り越え、小売薬業のために手をたずさえよう」と力説し、近藤会長（全商連）は、薬業3者懇について「この1年間で大きな成果をあげた」と讃え、中央薬業3団体の協調姿勢を印象づけた。

北原会長急逝

長野大会を終え、あとは全薬協創立50周年記念大会・第40回大会に向けて全力投球である。その総仕上げを指揮する過程で北原会長は、秋の叙勲（勲四等瑞宝章）の栄に浴した。11月12日の授与式に列席した会長は「全薬種商がもらったようなもの。後進にも大きな励みになる」と、感激もひとしおだったが、7期にわたる重責の心労は争えず表情のやつれは隠せなかった。

その不安は、1カ月も経たぬうちに現実となった。12月6日午後10時44分、心疾患のため渋谷区の榊原病院で71歳の生涯を閉じたのである。

「北原会長、急逝」の報は、故人を知る多くの人々を驚愕させた。全薬協の半世紀を祝う大事業の完成という、当然踏むべき花道を目前にしての他界であり、惜しみても余りある痛恨事である。

故人は、長野県上伊那郡の出身。戦後、満洲から引き揚げて、21年2月に上京。25年12月に薬種商販売業認定試験に合格、直ちに渋谷区初台で、いなり堂北原薬品を開業。26年東京都薬業士渋谷支部長に就任後、全国薬業士連合会の文化委員長を永らく務め、44年全薬協副会長に就任。46年の兵庫大会で会長に



▲第39回（昭和61年・長野市）全国大会は北原会長最後の大会となった

選任以来、対外的には箕輪会頭との名コンビで資格化への布石を着々とうち、対内的には法人化、「月刊薬種商」発刊、会館建設などの実現に尽力。趣味の詩吟（心嶺流吟詠の上席師範）は、関係団体との交流に潤滑的な役割を果たし、会館建設の資金捻出に当たっては、詩吟が取り持つ縁で、船舶振興会からの補助金獲得がスムーズに実現した、というエピソードも伝えられている。

故人の叙勲祝賀パーティが予定されていた12月10日、この日が悲しい野辺の送りとなった。正午から箕輪会頭が葬儀委員長となり渋谷区の代々幡葬祭場で全薬協葬が挙行された。霊前で箕輪会頭を始め全薬協関係者は、無念さを隠しきれぬ表情で悲しみを乗り越えて前進する決意を新たに。斎藤十朗厚生大



▲北原会長の告別式は全薬協葬として昭和61年12月10日しめやかに行われた(上)。勲四等瑞宝章を受章した時の北原正一会長(昭和61年11月3日)▶

臣も生前の功績を讃え惜別の辞を贈った。参列者は、故人の交遊関係の広さを示すように政界、官界、薬業界など500名に及んだ。北原会長亡きあと、直ちに端山義男(大阪府薬種商協会会長)が会長代行を務め、任期満了に伴う正副会長の改選は62年3月の代議員会で行なわれ、7代目会長に正式に端山が就任。新会長のもと全薬協は、50周年記念大会の成功を期して前進した。



創立50周年記念式典盛大に

待望の全薬協創立50周年記念式典は、6月4日午後2時から東京は新宿の厚生年金会館で関係者2,400名が参集して盛大に挙行された。同会場で午前中は研修会が開かれ、まず、厚生省薬務局山口企画課長が「最近の薬務行政について」と題して講演し、この中で「今後の販売姿勢も問題になろう」との条件付ながら、「薬種商の資格の問題及びスイッチOTCの拡大については、前向きに考える」との理解を示し、さらに羽田春兔会長(日本医師会)が「医療担当者からみた医政」と題して特別講演。同講演を通じて薬種商の資格化に理解を示し、その実現に向けて「日本医師会もお手伝いをしたい」と力づけた。研修会終了後はアトラクション。木遣り、纏い、梯子乗りがプラスバンド入りで披露された。幕が降りると、あとは世紀の式典を迎えるばかり。アトラクションの余韻もまじえて会場はリラックスした気分が溢れていたが、定刻が迫るにつれて次第に緊張感が漲ってきた。

午後2時——幕がするすると上がり、「只今から…」と爽やかな若い女性の声が流れる。世紀の式典の司会・進行の大役を担ったのはテレビ神奈川のアナ



◀記念式典にご臨席の三笠宮寛仁親王・同妃両殿下

ウンサー・若林真弓さんだ。ステージ左側には、全薬協の幹部関係者が居並び最前列には、50年前、若山らと共に全薬協の創設に尽力した松田顧問の顔も見られる。戦前・戦時・戦後と激動の時代を全薬協と共に歩んできた数少ない時代の生証人は、この盛大さを目の当たりにして感無量であろう。右側の来賓席には斎藤厚生大臣をはじめ日本医師会、日本薬剤師会など関係団体の代表者が着席。満場注視の中を会場後方から寛仁親王・同妃両殿下がご入場。宇田川元造会長(東京都薬種商協会)が一步一步を踏み締めるかのように先導する。しんがりは端山全薬協会長だ。一斉に感激の拍手が渦巻き、両殿下はおもむろに壇上中央の後方座席にお着席。全員起立して国歌斉唱。直ちに宇田川大会準備委員長が歓迎の辞に立ち、「この記念の日に際会するにあたり、前人の偉業を追想し、後に続くものとして責任の重かつ大なる事を自覚し、志を新たにして職能を完遂し…」と力強く決意の程を披露。端山会長は、「北原会長のお顔が見られないのは寂しい限り。本大会を一つの節目に今後の発展を期して…」と更なる団結の強化を呼び掛ける。

箕輪会頭は「50周年、本当におめでとう。両殿下をお迎えして感激の極み」と、深々と頭を下げれば、期せずして会場は拍手の嵐。「明日に向かって今後も勉強して、団結の薬種商として頑張ってください」と、呼び掛けた。

続いて、全薬協賞・会長賞等の表彰状・感謝状など一連の贈呈式へ。名前を呼ばれて続々と登壇する。恒例のセレモニーとは違い、両殿下の目前で栄えの賞に浴するのである。贈呈する側も、受ける側も、その動作は緊張と感激で揺れていた。

贈呈式が終わると、寛仁親王殿下がマイクの前に進む。草稿を片手に「主催者から承ったところによると…」と、淡々と語りかけるように薬種商の歴史と「薬律制定以後幾多の苦難の変遷を得て…」と現在までの足跡、さらに麻薬・覚せい剤禍撲滅運動の展開にも触れ、「幾多の困難と闘い、絶えず時代時代の医学薬学の進歩に対応しながら、国民の健康保持に全力を尽くして、創立50周年を迎えられた事は、真に記念すべきこと」と讃え、「次の100周年へ向けて…」と、一層の努力を祈念して、お言葉を結んだ。

端山会長の「感銘深いお言葉を心にとめ、今後一層の研鑽に励む所存」との



2,500名の会員が参加した創立50周年第40回大会(上)。おことばを述べられる三笠宮寛仁親王殿下

言葉を受けて、両殿下はご退席。壇上から信子妃殿下が片手を振るたびに会場は割れるような拍手で応えた。

両殿下ご退席後は、各界からの来賓祝辞が続いた。主催地を代表する鈴木東京都知事は、多忙な公務の合間をぬって駆けつけたが、来賓席で一息つくひまもなく、司会者に促されてマイクの前に立った。日本薬剤師会、全国医薬品小売商業組合連合会を代表して境野雅憲、近藤良男両氏が出席。2年前の宮崎大会の壇上で、故北原会長と固い握手を結んだ“3代表”のメンバーである。こもごも北原会長の死を悼みつつ、3者の団結を訴えた。

ラストは宣言・決議の朗読で飾られ、半世紀を祝う式典は滞りなく終了。手際のよい司会進行のお陰で予定より30分も早く3時半に幕が降りた。



21世紀への課題と期待

全薬協創立50周年記念・40回大会は「大成功」を強烈に印象づけて盛大裡に幕を閉じた。そして、21世紀へ向けて力強い1歩を踏み出したのである。しかし、眼前には過去半世紀を通じて未解決だった課題が、依然として立ちはだかっている。

薬種商は、地域社会にあっては薬剤師に伍して医薬品の供給に専念しているが、両者は悲願ともいえるべき課題を長年にわたり背負い続けている。薬剤師にとっては「医薬分業の完全実施」であり、薬種商にとっては「身分の完全なる

資格化」である。医薬分業については、明治以来の先人の努力が実り、昭和31年から法的には実施されたが、30年余を経た現在、その実施率は10%そこそこにすぎない。資格化については、既に50年にわたり運動が展開されてきたが、目的地は今なお遙か彼方に控えている。

あと13年で21世紀を迎えるが、過去のような牛歩を余儀なくされては、2つの課題の完遂は、21世紀にずれこむ事は間違いない。しかし小異を捨て、国民医療のために薬剤師、薬種商が強力なスクラムを組めば、互いに今世紀のうちに目的の頂上に達することは可能であろう。

薬種商にとって指定医薬品の緩和→撤廃は明治以来の課題であり、そのための努力は今後も続けられなければならないが、やはり最大の課題は資格化であり、21世紀に相応しい薬種商像の確立である。

特に、新しい薬種商像の確立には次代と社会の支持とが不可欠である。次代の支持は、後継者の育成いかんによるが、そのために近代化的システムによる恒常的な教育機関の確立が急がれよう。医療現場に役立つ薬剤師育成のために薬学教育の分野では、教育年限の延長が真剣に検討されている。まして薬剤師に伍して、日進月歩の医薬品供給の任を全うするのである。薬学教育にも劣らぬ質の高い組織的な教育の窓が、内外に広く開放される事が望まれる。大阪薬業専門学校は、その嚆矢といえよう。

社会の支持には、薬種商の積極的な社会参加によって取りつきたい。献血への協力、麻薬禍・覚せい剤禍撲滅運動の展開はその一例であるが、社会性・公益性に富む活動を幅広く展開して薬種商の名を社会に広めよう。打算ぬきの行動には、マスコミも応援を惜しまない。一方、対内的には情報武装を進め、医薬分業に積極的に力を貸す事である。組織レベルでは、薬種商モニター制度を活用し、独自の医薬品情報の収集・提供に努めて時代の要請に応える必要がある。地域にあっては医療機関や調剤可能な薬局の存在を把握し、店頭で啓蒙するためにも医療マップの作成も考えられる。

改正医療法の中に、薬局、薬剤師が明記された意義は大きい。しかし、名が盛り込まれただけで地域医療計画における薬局、薬剤師の実績づくりはこれからである。その実績いかんでは計画の見直しを境に評価が大きく左右される。薬種商も21世紀を見据えての医療動向に関心を払い、コンピュータ・ネットの構築を模索しながら「医療人」としての側面を確立していく必要がある。

ざっと概観しただけでも、資格化に向けて多くの課題が山積している。それと取組む過程で、新しい時代感覚による「薬種商」という名称の見直しも検討されてこよう。いたずらに「薬種商」という名の古い伝統に固執するのが得策かどうか？ 振り返ってみると、明治の薬律から相次いだ医薬制度の「近代化」「合理化」と「薬種商」とは互いに反発しあうような関係を印象づけてきた事是否定できない。「近代化」は新さを求めて古さを嫌い「薬種商」の古さが「近代化」に追いつけぬ側面もあったろう。今こそ、若い世代の共感を得るためにも現代の感覚で、新時代に相応しい名称をじっくり考えてみるのも有意義であろう。

これと共に必要なのは、資格化と表裏一体をなす薬種商の医薬制度における位置づけの確立である。薬剤師業務の補助的な立場を指向するのも一案だが、過去の実績を踏まえながら将来を展望すると、独立した職種としての活動に期待したい。すなわち薬剤師、薬種商の全面協力により医薬分業の完全実施が実

現すれば、薬剤師業務を補完する分野は広だろうが、独自の判断で高度な大衆薬の選薬・提供という主体性の発揮こそ本命である事を忘れてはならない。

この半世紀を回顧してみると、資格化をめざして、団結を背景とする政治力の発揮、資質向上への努力のお陰で、幾つかのハードルを飛び越える事ができた。終着点はまだ先だが、一世紀への折り返し点に立ったいま、先人の労苦に報いるため、また後進の育成を図るため政治力の更なる強化、生涯教育の徹底などに全薬種商が奮起することにより完全資格化という頂上に到達できるに違いない。それにより国民医療に奉仕するための広大な裾野が展開され全薬協は、強力な全国組織として21世紀へむけて更に大きな歩を進めて行きたい。その日の到来を確信したい。

(文中敬称略)。

参考文献＝日本薬剤師会史(日本薬剤師会)、卸薬業史(日本医薬品卸業連合会編)、医制百年史(厚生省医務局編)、厚生省20年史(厚生省)、薬事年鑑・昭和26年版(薬業事報社)、薬事年鑑・昭和32年版(日本薬業新聞社)、薬剤師法・薬事法解説(時事通信社)、世界大百科辞典(平凡社)、薬業プレス、薬局新聞、ドラッグマガジン

全薬協 50年のあゆみ

昭和62年8月20日発行

非売品

編集・発行 社団法人 全日本薬種商協会

東京都文京区小石川5-20-17

TEL 03-813-5353(代)
